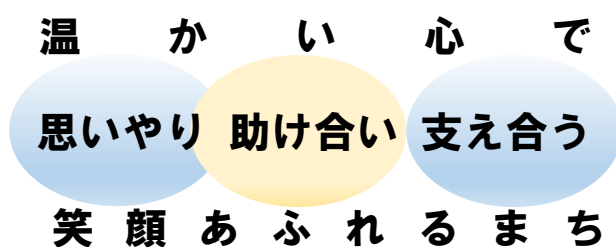

東 温 市 地 域 福 祉 計 画

(平成 30 年度～平成 37 年度)



平成 30 年 3 月

東 温 市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行、情報化社会の進展などによって、ライフスタイルが多様化し、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。孤立しがちな高齢者や障がいのある人、子育てに不安を抱える人への対応をはじめ、いじめや虐待、孤独死など、これまでの福祉制度では十分な対応ができない課題が増加しています。

こうした課題を解決していくには、公的なサービスだけではなく、地域住民同士がお互いに力を合わせて、地域の課題解決に向けて取り組んでいくことが求められます。

このため本市では、平成 30 年度から 37 年度までの8年間を計画期間とする福祉分野の最上位計画として位置づける「東温市地域福祉計画」を策定し、「温かい心で思いやり 助け合い 支え合う 笑顔あふれるまち」を基本理念として、「地域を支える人づくり」「誰もがつながる体制づくり」「安心して暮らせる地域づくり」の3つの基本目標を柱に各種取組を推進してまいります。

今後は、本計画に基づき、行政、自治会、社会福祉事業者、ボランティア団体等が協力し合い、市民の皆様との協働により地域福祉を積極的に推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「東温市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた多くの市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

東温市長 加藤 章

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 国の動向	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	6
6 計画の策定体制	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状について	8
1 市の現状	8
2 市民アンケート調査結果	21
3 福祉の仕事 1 日体験アンケート調査結果	27
4 策定委員会における主な意見	28
5 地域福祉における課題の整理	29
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 計画における「圏域」の考え方	32
4 計画の体系	33
第4章 施策の展開	34
基本目標1 地域を支える人づくり	34
基本目標2 誰もがつながる体制づくり	39
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり	47
第5章 計画の推進と進行管理	54
1 計画の推進	54
2 進行管理	54
資料編	55
1 計画策定の経過	55
2 東温市地域福祉計画策定委員会規則	56
3 東温市地域福祉計画策定委員会委員名簿	58
4 市民アンケート調査集計結果	59
5 用語集	94

第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、情報化社会の進展など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。

かつては、三世代が同居するような大家族の中で、お互いに支え合うことのできる家族の力「自助」がありました。また、向こう三軒両隣のような近所付き合いの中には、身近な地域に暮らす者同士がお互いに助け合う地域の力「共助」もありました。

しかし、現在は生活様式が多様化し、ひとり暮らしや核家族世帯の増加とともに、隣近所の交流が少なくなり、地域における人間関係が希薄化する中で、ひきこもりや虐待、孤独死、いじめ、消費者被害など、取り巻く環境の変化とともに、公的サービス「公助」だけでは解決が困難な問題が起こっています。

こうした状況は本市でも例外ではなく、今後もますます増加していくと予想される複雑な問題の解決には、行政や福祉事業者が行う支援だけでは限界があり、自治会やボランティア、NPOなど、様々な組織や地域住民が連携して、課題解決に取り組んでいく必要があります。

また、平成23年に発生した東日本大震災を始めとして、近年、全国各地で自然災害が発生しており、災害時における避難行動要支援者や被災者への支援など、地域における日頃からのつながりの重要性が改めて認識されています。

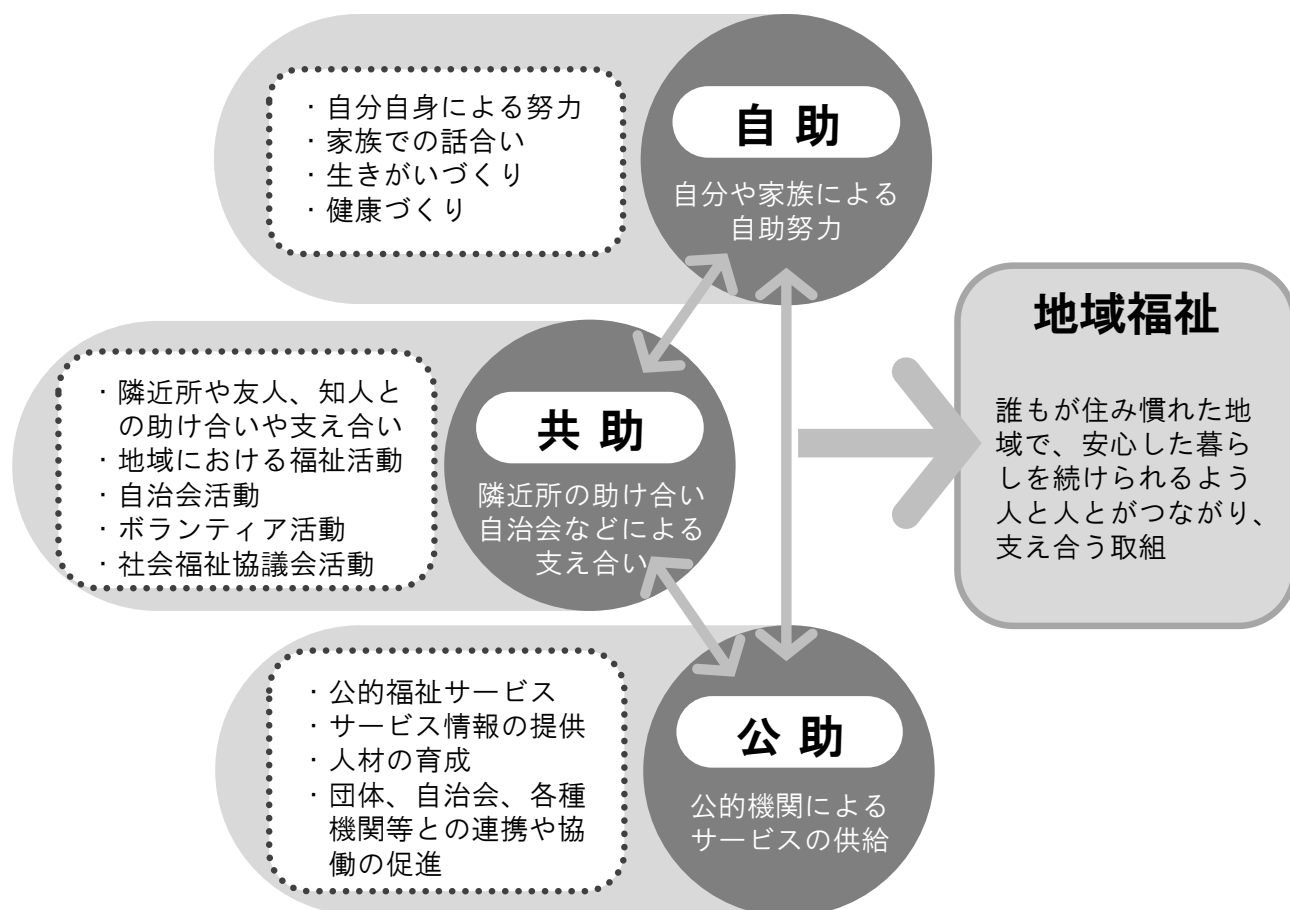
このような背景から、「誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、いきいきと暮らせるまち」の実現に向けた取組を推進していく指針として東温市地域福祉計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、人と人とがつながり、支え合うための取組です。

困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」と、お互いを認め合い支え合う「ともに生きる社会づくり」を目指します。

■「自助」「共助」「公助」の関係図



3 国の動向

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改められ、この法律の中で「地域福祉の推進」を基本理念とした市町村地域福祉計画の策定が示されました。

平成29年6月の改正社会福祉法では、市町村の努力義務として、地域住民や関係機関との相互協力による「包括的な支援体制の整備」と「地域福祉計画の策定」が求められました。

平成29年9月には、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野に関係なく「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会の実現」に基づく福祉改革を進めることが示されました。

福祉に関わる国の主な法制度の動向

平成26年	■ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月施行） 貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進 ■ 災害対策基本法改正（平成26年4月施行） 高齢者、障がい者等、特に避難行動の支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有することを義務付け
平成27年	■ 子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援新制度）（平成27年4月施行） 保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 ■ 生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行） 生活困窮者への総合的な支援と、各種地域資源のネットワーク強化による課題解決を推進 ■ 介護保険法改正（平成27年4月改正） 高齢者を対象に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進
平成28年	■ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）（平成28年4月施行） 障がいを理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を推進

4 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための基本的な施策の方向を明らかにする計画です。

社会福祉法 地域福祉計画関連条文より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

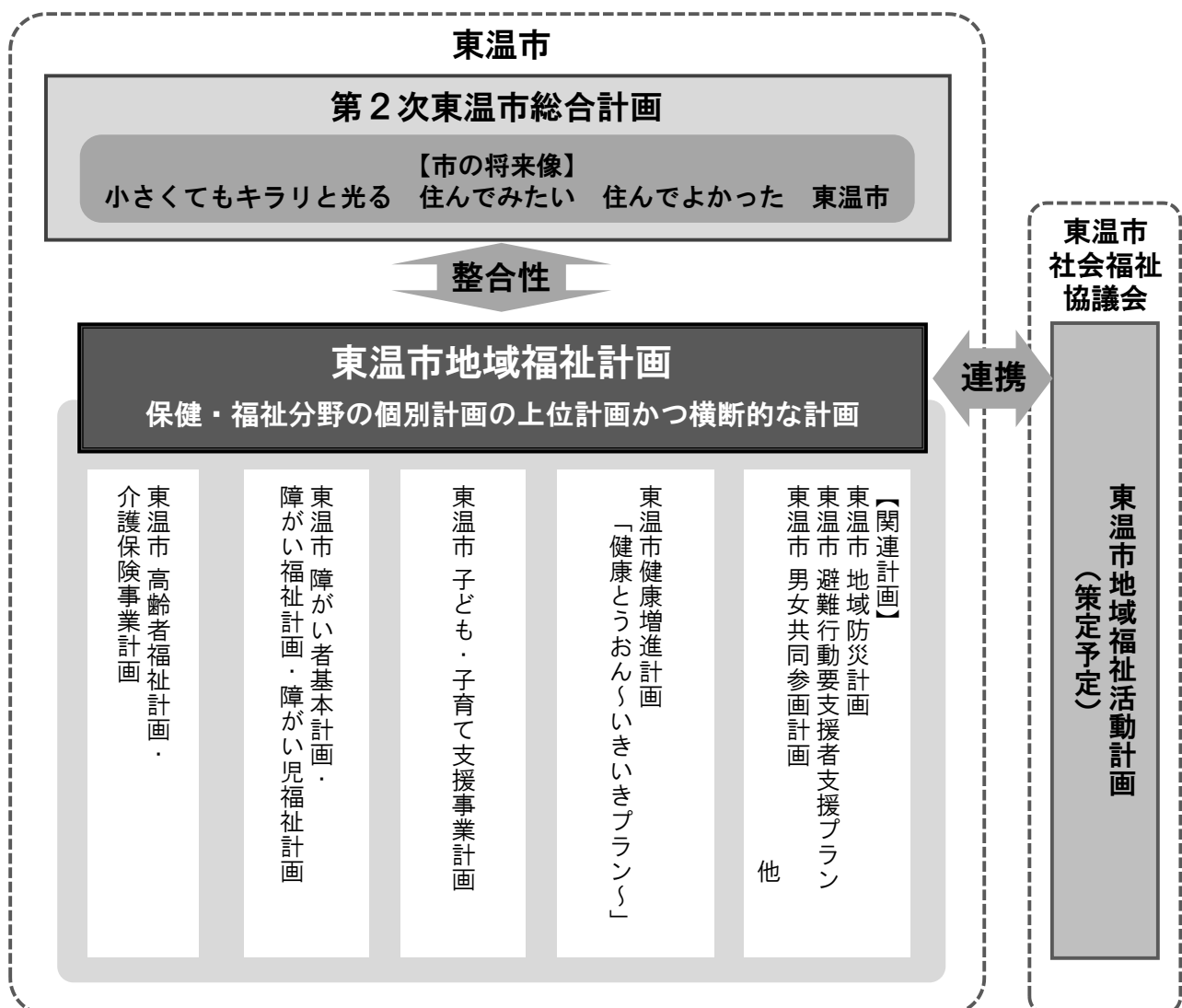
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) その他の計画との関係

本計画は、「第2次東温市総合計画」を上位計画とし、“福祉における基本計画”として位置づけられます。

高齢者、障がい者、子育て、健康増進などの保健・福祉に関連する各計画との整合を図りながら、これらの計画に共通する考え方である市民生活全般にわたる福祉の向上を図るための「理念」と、市民主体のまちづくりや市民参画を基盤とした地域の福祉力を高める「取組」を明らかにします。

■本計画の位置づけ



5 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成37年度（2025年度）までの8年間とします。ただし、計画の内容は、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直すこととします。

■本計画と関連する計画の期間

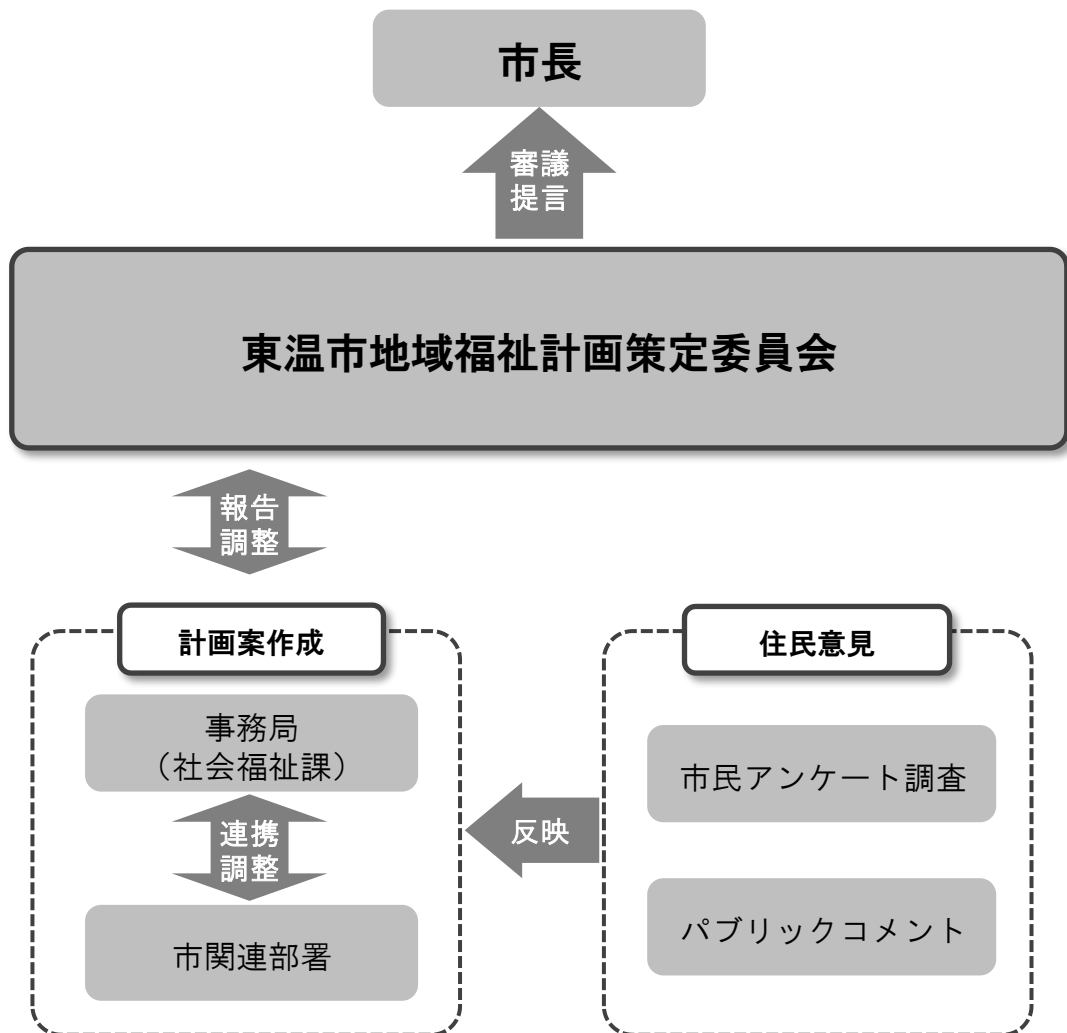
年度 (平成)		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
(西暦)		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
市全般	第1次	第2次東温市総合計画（H28～H37の10年間）										第3次		
福祉全般		東温市地域福祉計画 （H30～H37の8年間）										次期		
高齢者	【東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画】													
	第6期	第7期		第8期										
障がい者	東温市障がい者基本計画 （H27～H32の6年間）										次期			
	【東温市障がい福祉計画・（障がい児福祉計画）】													
	第4期	第5期（第1期）		第6期（第2期）										
児童福祉	東温市子ども・子育て支援事業計画（H27～H31の5年間）										次期			
その他個別計画	東温市健康増進計画 「健康とうおん～いきいきプラン～」（H26～H36の11年間）										次期			
	第1次	第2次東温市男女共同参画計画（H28～H37の10年間）										第3次		
	東温市地域防災計画（随時更新）													
	東温市避難行動要支援者支援プラン（随時更新）													

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民を対象としたアンケート調査を実施し、市役所内部の地域福祉に関係する分野で施策の検討を行いました。

また、地域福祉に関係する市内各種団体や社会福祉施設の代表者、社会福祉協議会職員、公募の市民などで構成する「東温市地域福祉計画策定委員会」において審議をいただき、パブリックコメントの実施を通して、広く市民の意見を反映した計画策定に努めました。

■地域福祉計画の策定体制



第2章 地域福祉を取り巻く現状について

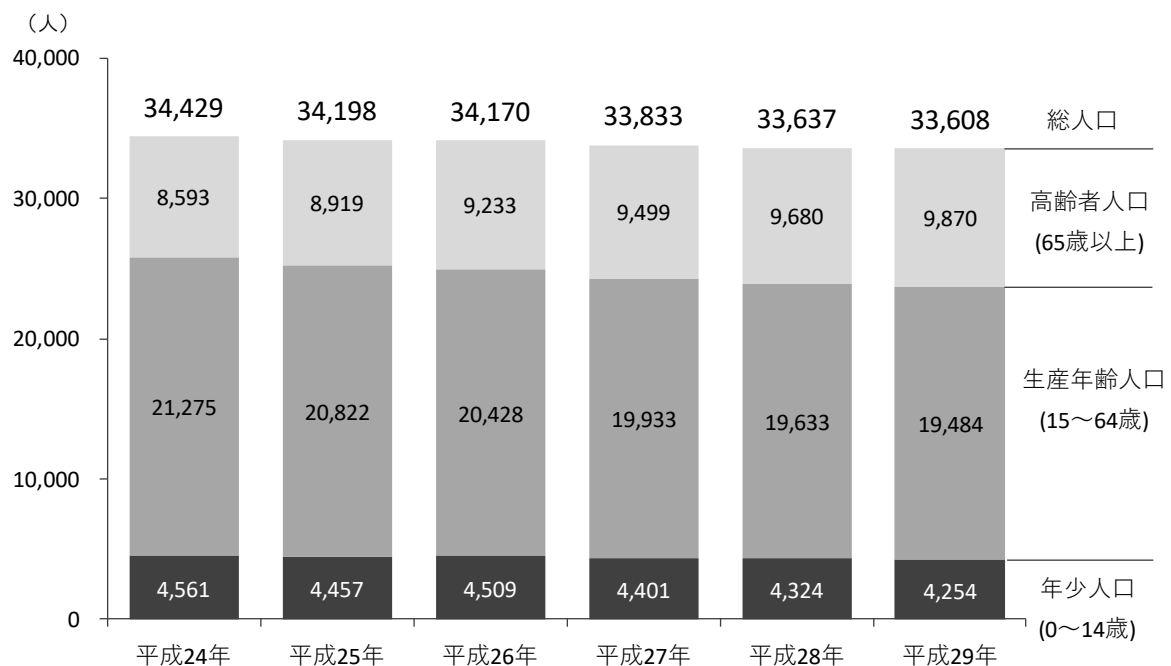
1 市の現状

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口・年齢3区分別人口

本市の総人口は、平成24年以降減少傾向にあり、平成29年では33,608人となっています。

人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行している状況です。

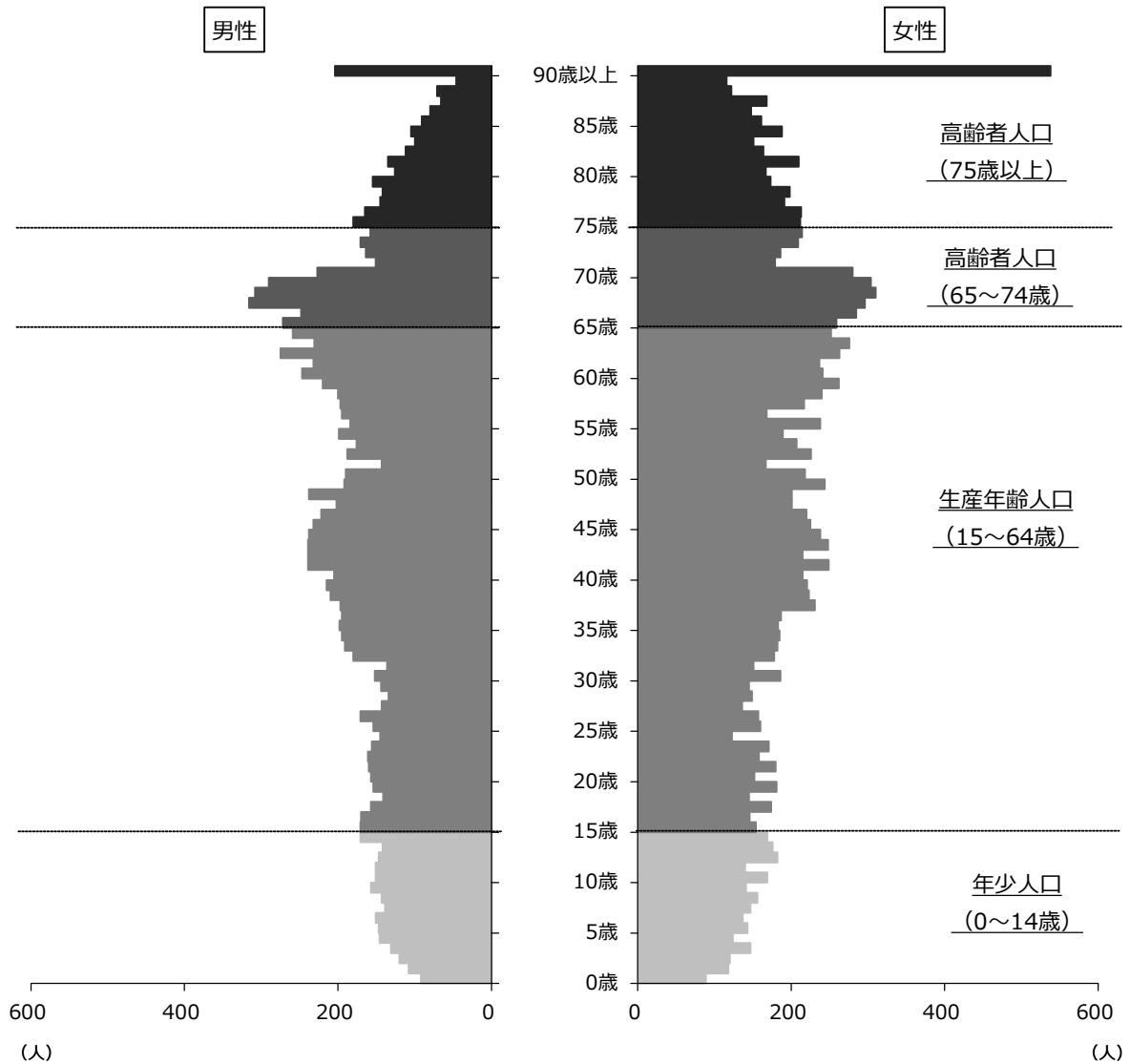


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 人口ピラミッド

平成 29 年の人口ピラミッドをみると、65～70 歳の高齢者人口の年齢層が総人口に占める割合が最も多く、続いて 60～65 歳の年齢層が多くなっています。

一方、0～14 歳の年少人口は、乳児期にかけて減少しており、今後さらに少子高齢化が進行していくと予想されます。

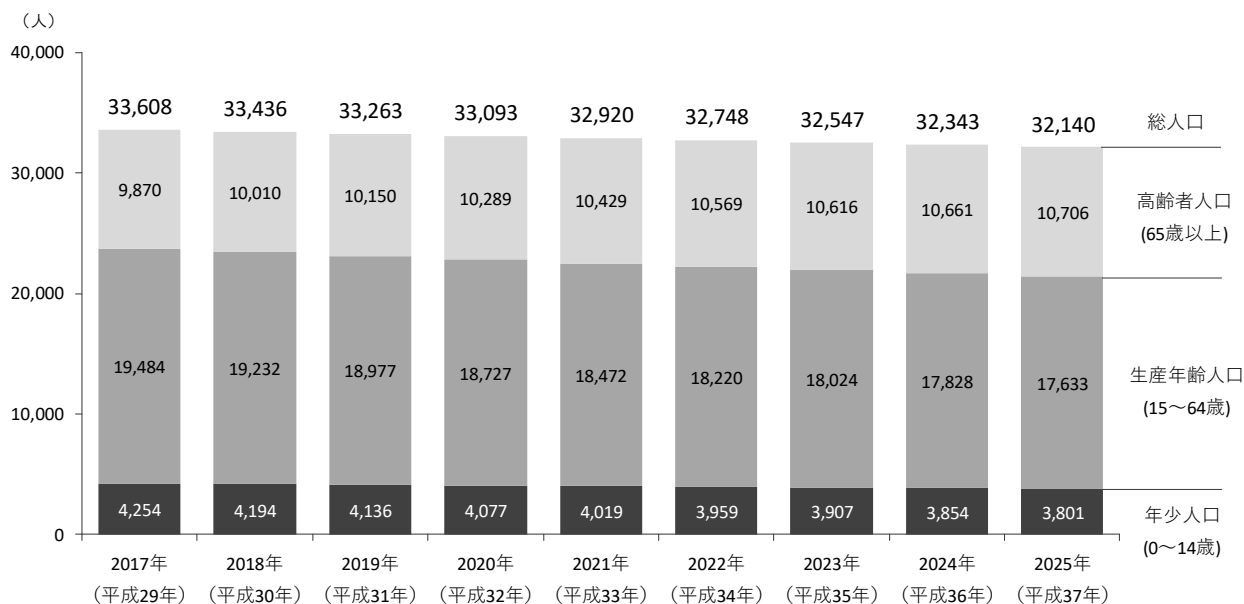


資料：住民基本台帳（平成 29 年 10 月 1 日現在）

③ 人口の将来推計

将来人口を推計した結果、本市の人口は今後もわずかに減少を続け、平成37年（2025年）には32,140人になると推計されます。

年齢3区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口は減少していく一方で、高齢者人口は増加し、平成37年（2025年）には10,706人と、約3人に1人が65歳以上になると推計されます。



平成24年・29年の住民基本台帳人口を基にコーホート要因法（※）で算出

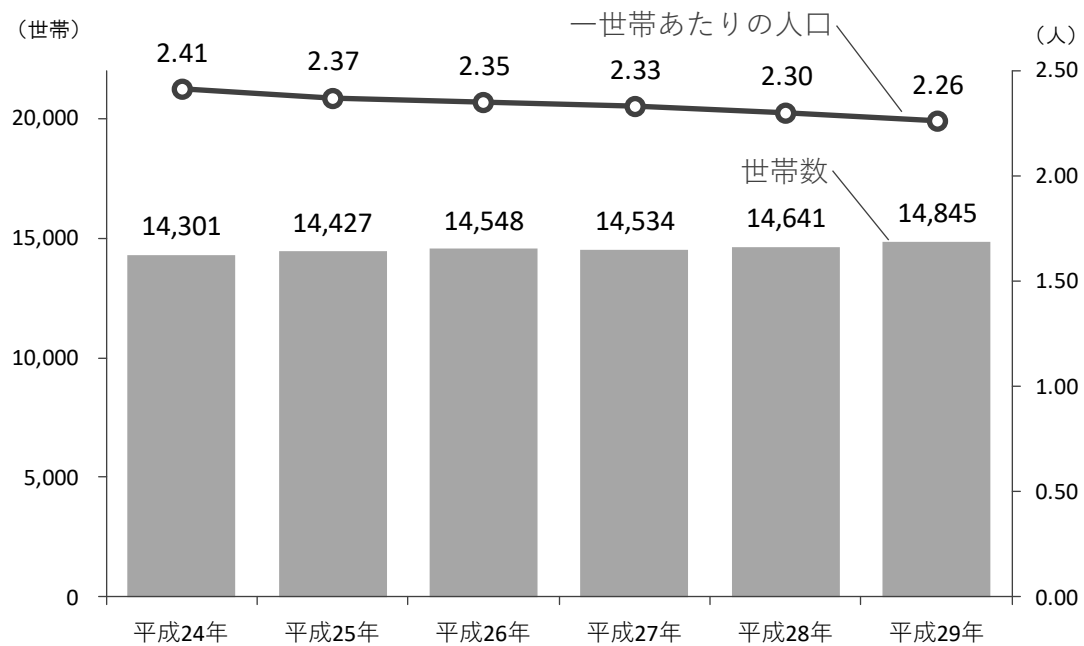
試算前提：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）準拠

※コーホート要因法とは：

各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（出生と死亡）と「純移動」（転出入）という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

④ 世帯数

本市の世帯数は、年々わずかに増加傾向にあり、平成29年では14,845世帯となっています。一方、一世帯あたりの世帯人数は年々減少しており、ひとり暮らしや核家族が増加していると考えられます。

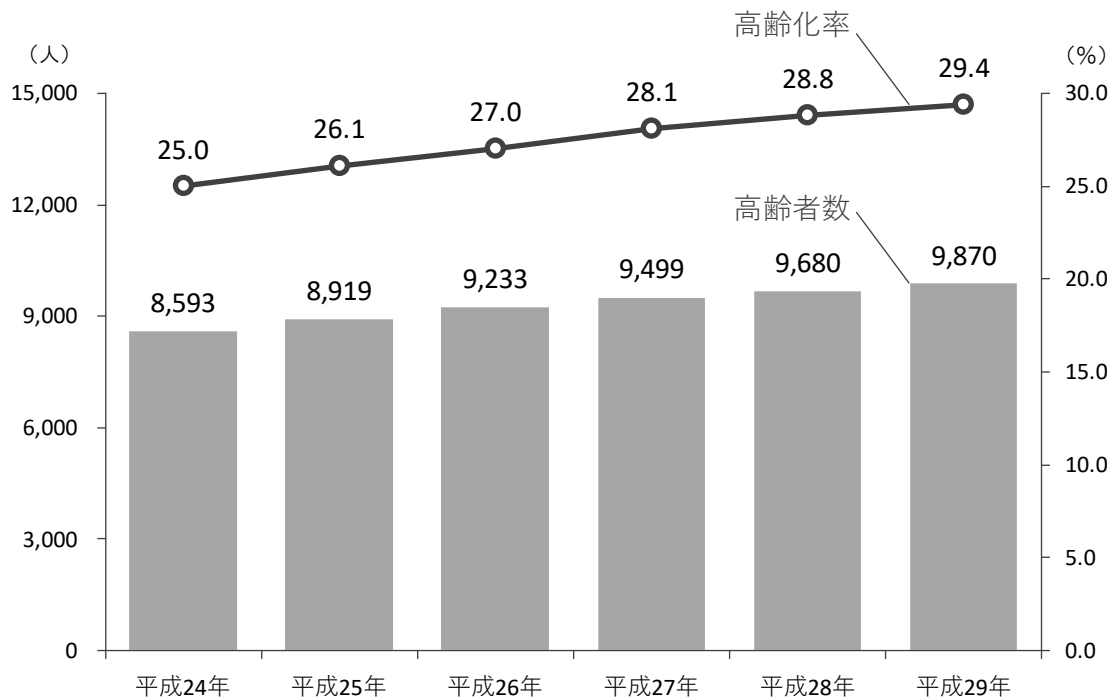


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者の状況

① 高齢者数・高齢化率

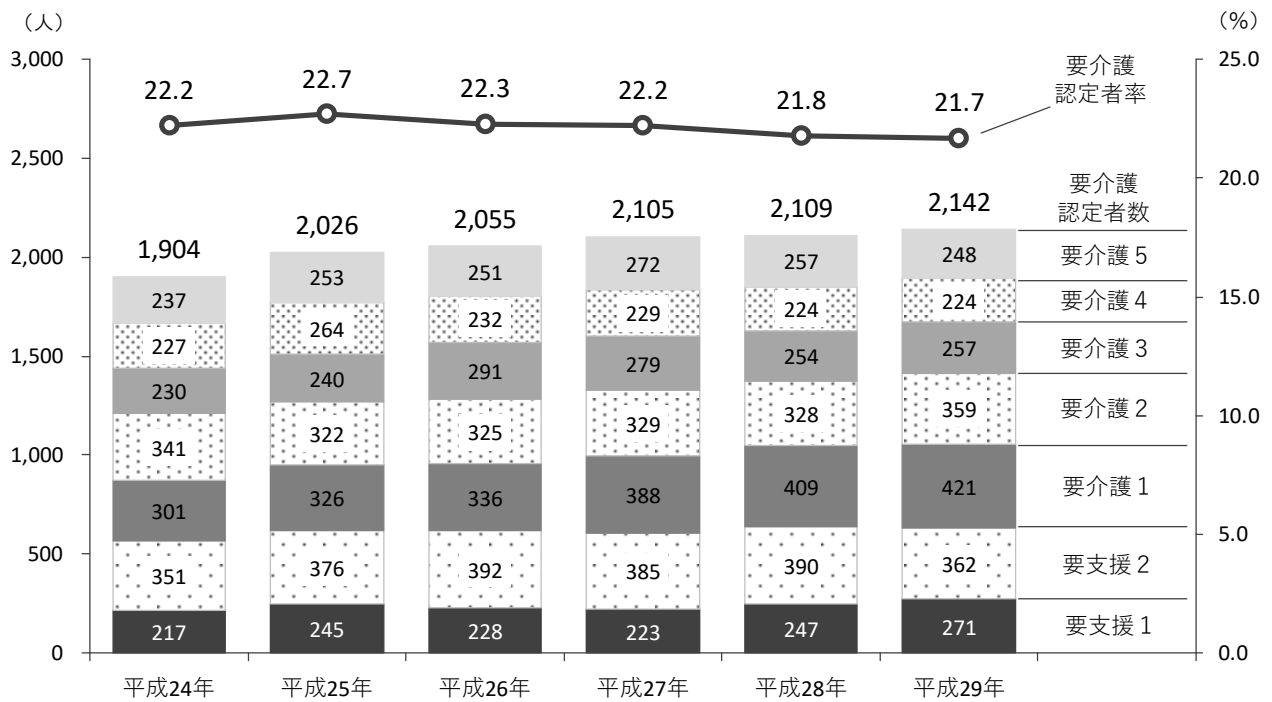
高齢者の人数は、年々増加しており、平成29年は9,870人となり、高齢化率は29.4%、人口の約3割が高齢者である状況です。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 要介護認定者数

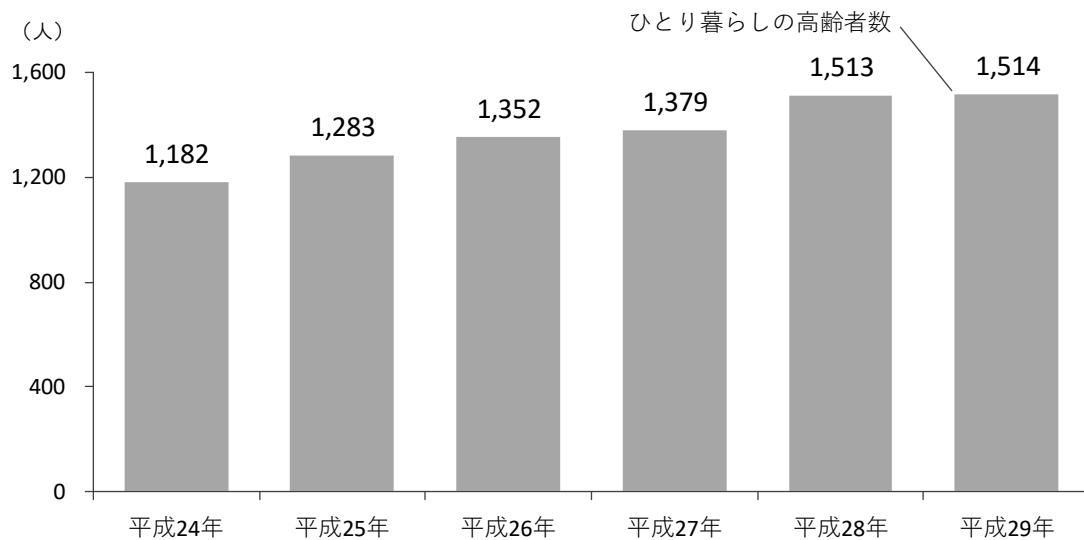
高齢者のうち要介護認定を受けている人は、平成24年以降増加しており、平成29年には2,142人、高齢者人口のうち21.7%が要介護認定を受けている状況です。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

③ ひとり暮らしの高齢者

ひとり暮らしの高齢者数は年々増加しており、平成29年では1,514人となっています。今後も高齢者数全体が増加していくため、ひとり暮らしの高齢者数も増加していくと考えられます。



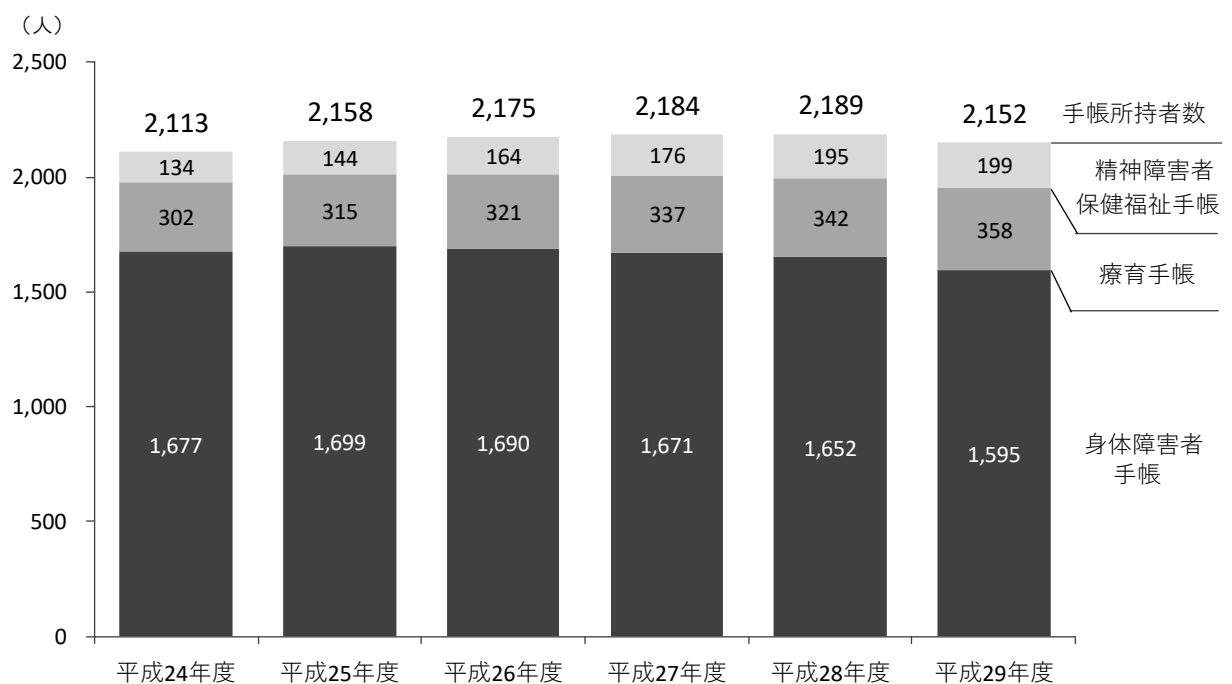
資料：長寿介護課（各年4月1日現在）

(3) 障がいのある人の状況

① 各種障害者手帳交付者数

障害者手帳を交付されている人の数は、平成24年から平成28年にかけて増加していましたが、平成29年にわずかに減少し、2,152人となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳交付者数は平成25年以降減少していますが、療育手帳交付者数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数は平成24年以降増加しています。



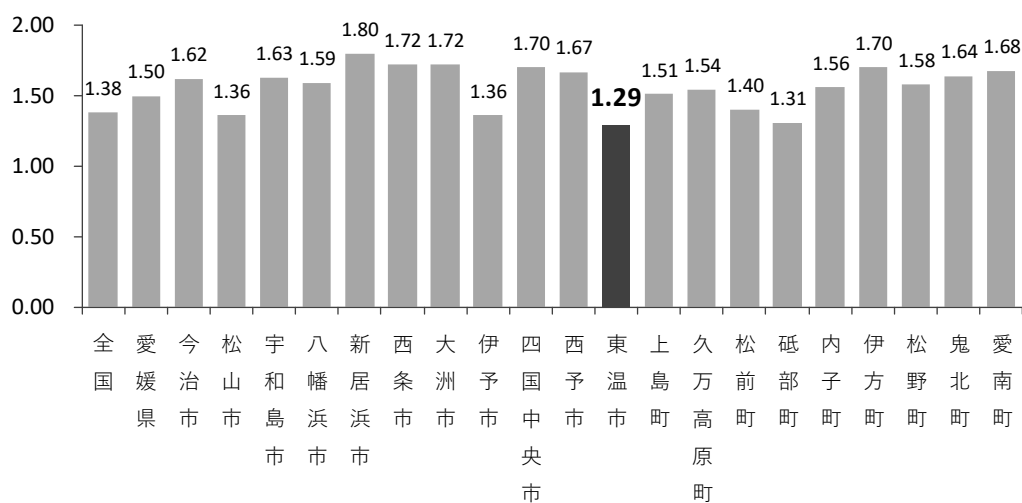
資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(4) 子育て家庭の状況

① 合計特殊出生率

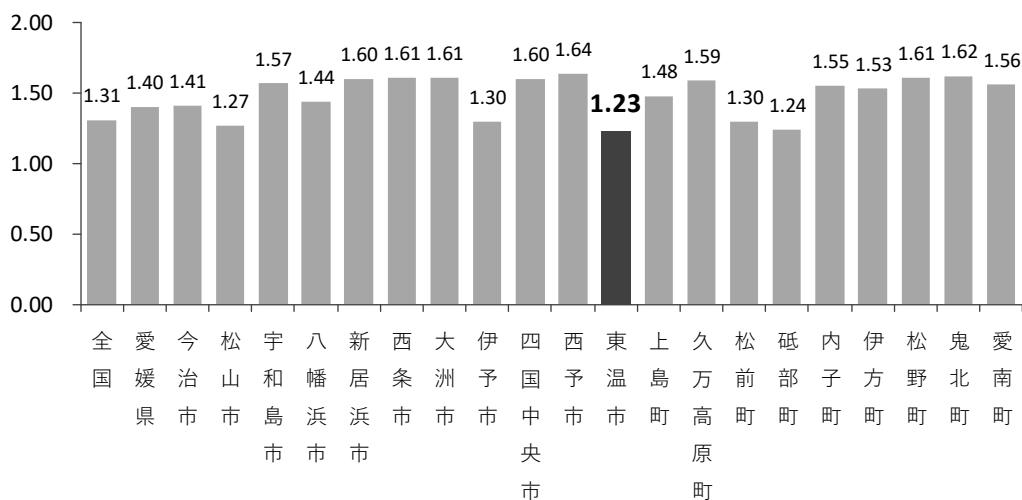
本市における、一人の女性が15歳～49歳までに生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、平成20～24年で1.29となっており、平成15～19年の1.23と比べ増加しているものの、全国平均の1.38と愛媛県平均の1.50より低く、また、県内市町と比較しても低い数値となっています。

平成20～24年 合計特殊出生率



資料：平成20～24年人口動態保健所・市区町村別統計の概況

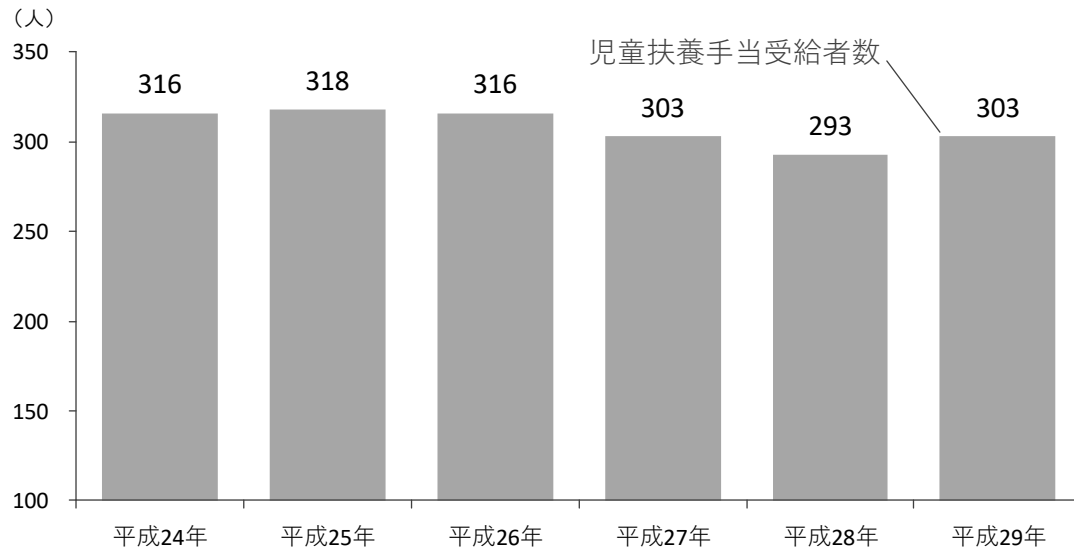
平成15～19年 合計特殊出生率



資料：平成15～19年人口動態保健所・市区町村別統計の概況

② 児童扶養手当受給者

児童扶養手当受給者数は、平成24年以降300人前後で推移しており、平成29年には303人となっています。

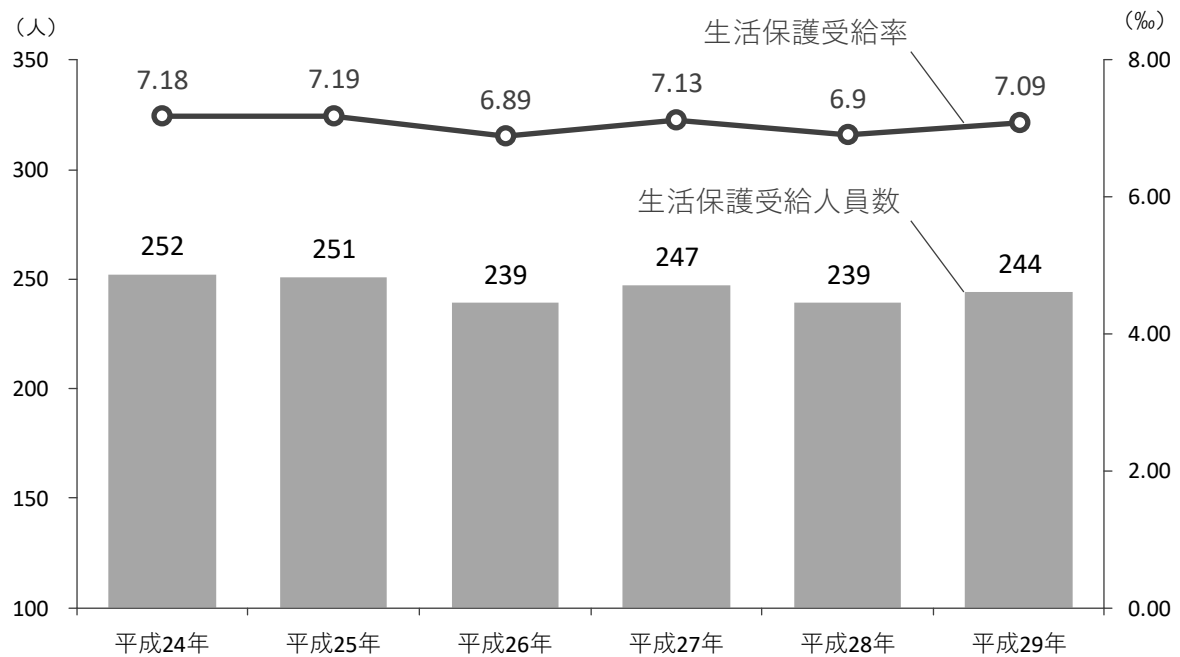


資料：社会福祉課（各年8月末現在）

(5) 生活困窮者の状況

① 生活保護受給人員数・生活保護受給率

生活保護を受給している人数は、平成24年以降増減を繰り返しており、平成29年は244人、人口の7.09‰（※）が受給している状況です。



資料：社会福祉課（各年10月1日現在）

※‰（パーミル）とは：
1,000分の1を1とする単位のことです。

(6) 社会資源の状況

① 民生委員児童委員

■民生委員児童委員数・相談件数の動向

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
民生委員児童委員数 (人)	66	66	66	66	66	67
相談件数 (件)	2,673	2,753	3,042	2,824	3,031	3,085

資料：社会福祉課（相談件数：各年4月～3月、平成29年は見込み）

（委員数：各年4月1日現在）

② 自治会

■自治会数・世帯加入率の動向

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自治会数（自治会）	34	34	34	34	35	35
世帯加入率（％）	72.9	71.5	69.6	68.9	68.6	67.8

資料：総務課（各年4月1日現在）

③ 老人クラブ

■老人クラブ数・会員数の動向

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
老人クラブ数 (クラブ)	31	29	29	28	28	28
会員数 (人)	3,888	3,667	3,552	3,353	3,162	3,115

資料：長寿介護課（各年4月1日現在）

④ シルバー人材センター

■シルバー人材センター登録者数の動向

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
登録者数 (人)	227	229	225	210	198	192

資料：市社会福祉協議会（各年3月末日現在）（平成29年は見込み）

⑤ ボランティア活動

■ボランティア登録者数・登録団体数の動向

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
登録団体数（団体）	28	26	30	31	29	32
登録者数（人）	494	566	617	613	598	576

資料：市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

⑥ 自主防災組織

■自主防災組織数の動向

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自主防災組織数 （組織）	34	34	34	34	34	34

資料：危機管理課（各年4月1日現在）

2 市民アンケート調査結果

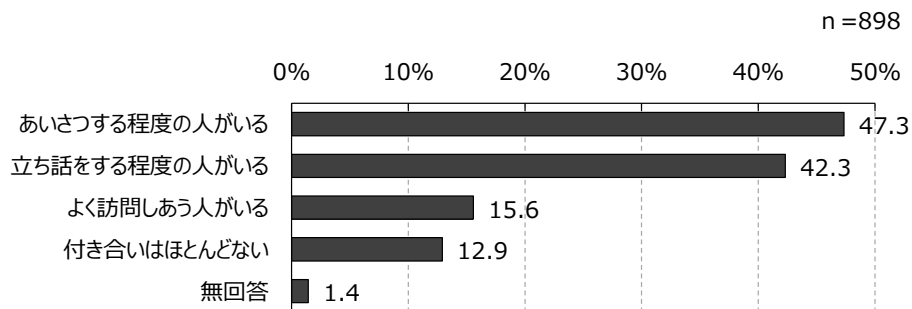
(1) 調査の概要

項 目	内 容
調査目的	地域福祉に関する市民のニーズや課題の把握
調査対象	市内在住の18歳以上の市民2,000人
調査期間	平成29年7月7日～7月21日
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	回収票数898票 / 回収率44.9%

(2) 調査の結果

① ご近所付き合い

年齢別では、「あいさつをする程度」はどの年代でも50%前後の回答です。10～30代では「立ち話をする程度の人がある」が20%未満、「付き合いはほとんどない」が30%～36%となっています。



■年齢別のご近所付き合いの状況（複数回答）

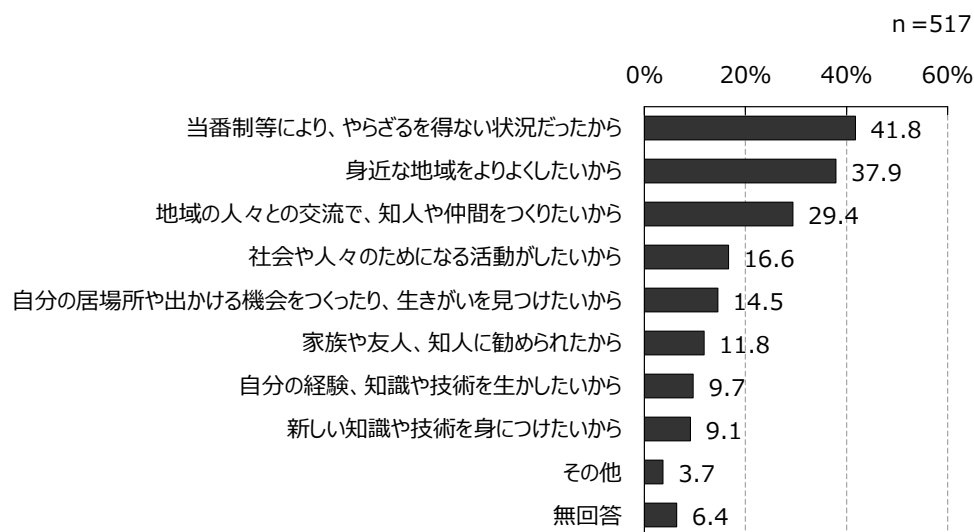
（単位：％）

	合計	よく訪問しあう人がある	立ち話をする程度の人がある	あいさつする程度の人がある	付き合いはほとんどない	無回答
全体	898人	15.6	42.3	47.3	12.9	1.4
18～19歳	14人	0.0	0.0	57.1	35.7	7.1
20～29歳	54人	3.7	18.5	51.9	27.8	1.9
30～39歳	94人	8.5	18.1	48.9	28.7	1.1
40～49歳	121人	6.6	32.2	52.9	19.0	1.7
50～59歳	131人	9.9	45.8	51.1	12.2	0.8
60～69歳	244人	17.2	52.9	45.1	7.4	1.2
70～79歳	188人	29.3	53.2	45.7	2.1	1.1
80歳以上	44人	25.0	52.3	31.8	13.6	2.3

② 地域活動に参加したきっかけ

「当番制等により、やらざるを得ない状況だったから」が41.8%で最も多く、次いで「身近な地域をよりよくしたいから」が37.9%、「地域の人々との交流で、知人や仲間をつくりたいから」が29.4%となっています。

年齢別にみると「当番制等により、やらざるを得ない状況だったから」は30代から大きく増加し、60代まで最も多い割合を占めています。



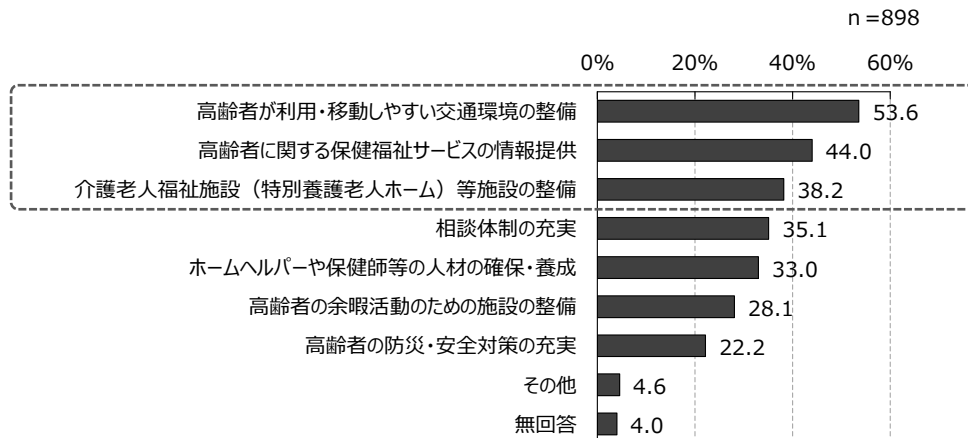
■年齢別の地域活動に参加したきっかけの状況（複数回答）

（単位：％）

	合計	社会や人々のためになる活動がしたいから	身近な地域をよりよくしたいから	地域の人々との交流で、知人や仲間をつくりたいから	自分の経験、知識や技術を生かしたいから	新しい知識や技術を身につけたいから	自分の居場所や出かける機会をつくったり、生きがいを見つけたいから	家族や友人、知人に勧められたから	当番制等により、やらざるを得ない状況だったから	その他	無回答
全体	517人	16.6	37.9	29.4	9.7	9.1	14.5	11.8	41.8	3.7	6.4
18～19歳	4人	50.0	50.0	0.0	75.0	50.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0
20～29歳	9人	11.1	22.2	44.4	33.3	11.1	11.1	33.3	11.1	0.0	0.0
30～39歳	36人	13.9	33.3	19.4	8.3	8.3	5.6	19.4	61.1	2.8	2.8
40～49歳	76人	9.2	28.9	23.7	6.6	6.6	3.9	11.8	60.5	5.3	3.9
50～59歳	85人	15.3	37.6	22.4	5.9	5.9	4.7	10.6	49.4	4.7	7.1
60～69歳	160人	20.0	38.8	26.9	8.8	9.4	10.0	7.5	41.9	4.4	6.3
70～79歳	120人	20.0	45.0	39.2	11.7	11.7	34.2	14.2	25.0	1.7	9.2
80歳以上	22人	9.1	36.4	59.1	13.6	9.1	36.4	9.1	22.7	0.0	9.1

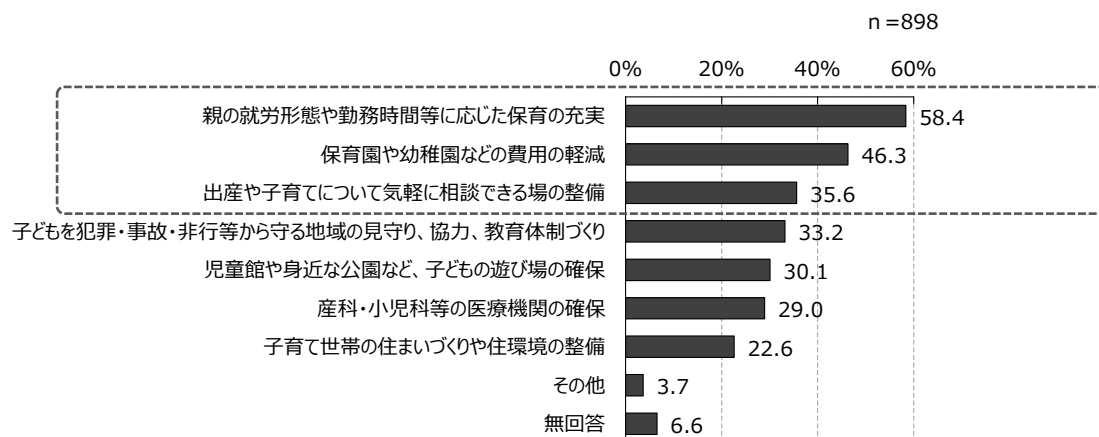
③ 高齢者が暮らしやすくなるために大切だと思うこと

「高齢者が利用・移動しやすい交通環境の整備」が53.6%で最も多く、次いで「高齢者に関する保健福祉サービスの情報提供」が44.0%、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等施設の整備」が38.2%となっています。



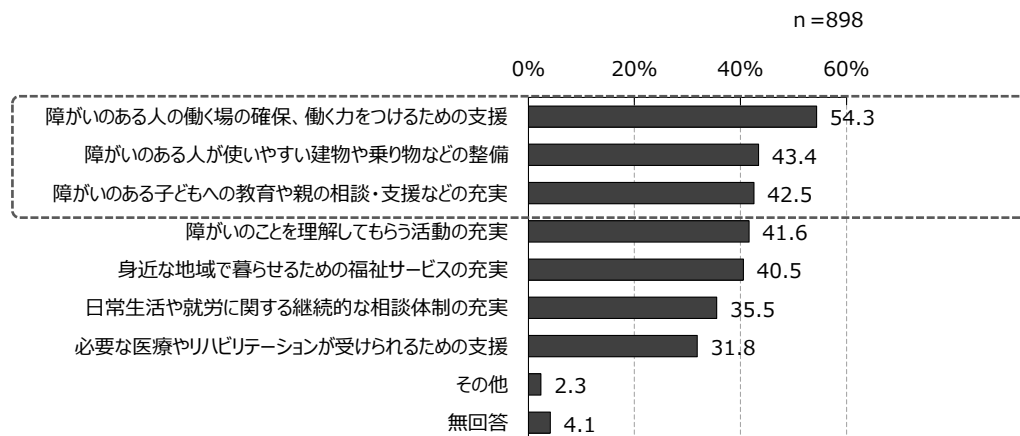
④ 子どもを健やかに産み育てられるまちをつくるために大切だと思うこと

「親の就労形態や勤務時間等に応じた保育の充実」が58.4%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園などの費用の軽減」が46.3%、「出産や子育てについて気軽に相談できる場の整備」が35.6%となっています。



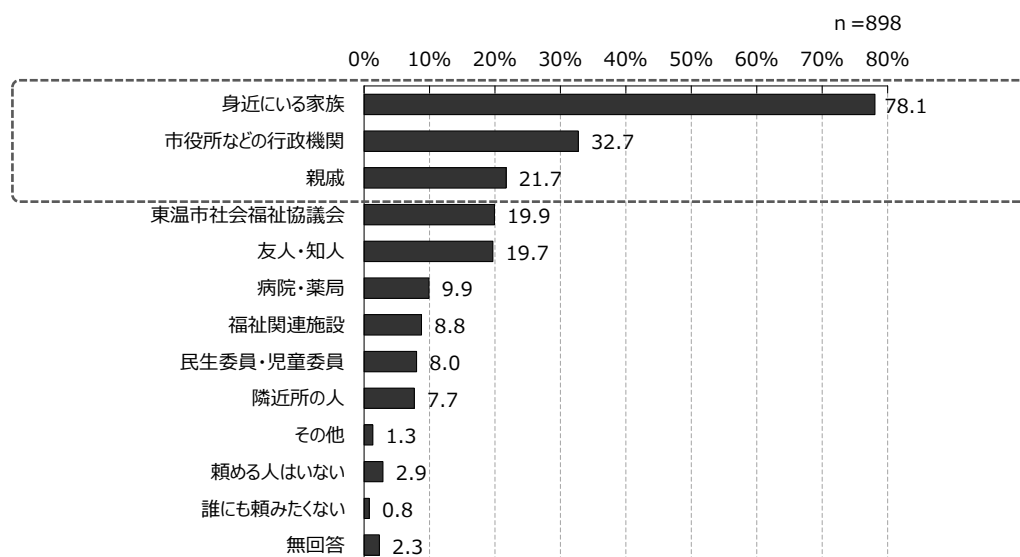
⑤ 障がいのある人が暮らしやすくなるために大切だと思うこと

「障がいのある人の働く場の確保、働く力をつけるための支援」が54.3%で最も多く、次いで「障がいのある人が使いやすい建物や乗り物などの整備」が43.4%、「障がいのある子どもへの教育や親の相談・支援などの充実」が42.5%となっています。



⑥ 生活上の相談、手助けが必要になったときの相談先

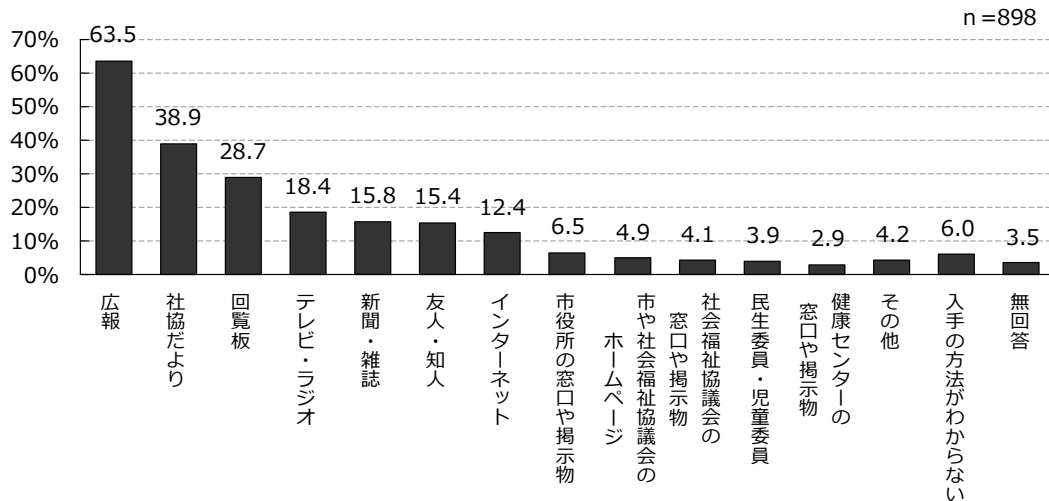
「身近にいる家族」が78.1%で最も多く、次いで「市役所などの行政機関」が32.7%となっています。



⑦ 情報の取得先

「広報」が63.5%で最も多く、次いで「社協だより」が38.9%、「回覧板」が28.7%となっています。

「広報」以外では10～40代は「インターネット」が最も多く、50代以降は「社協だより」、「回覧板」が多くなっています。



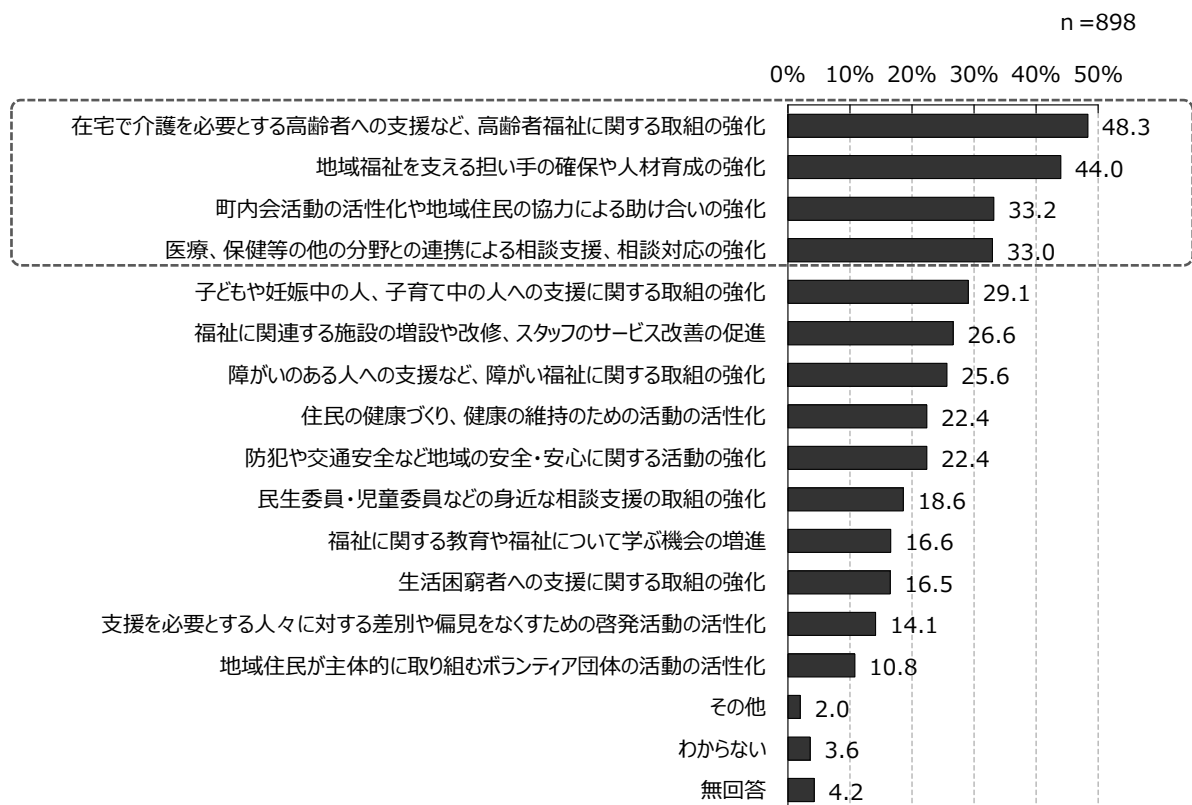
■年齢別の情報の取得先の状況（「情報の取得先」の上位7項目のみ抜粋、複数回答）

(単位：%)

	合計	広報	社協だより	回覧板	友人・知人	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	インターネット
全体	898人	63.5	38.9	28.7	15.4	18.4	15.8	12.4
18～19歳	14人	35.7	14.3	0.0	0.0	14.3	7.1	21.4
20～29歳	54人	38.9	5.6	13.0	24.1	25.9	7.4	27.8
30～39歳	94人	41.5	17.0	17.0	11.7	14.9	8.5	26.6
40～49歳	121人	68.6	28.9	21.5	14.0	16.5	15.7	24.8
50～59歳	131人	66.4	42.0	30.5	16.8	20.6	18.3	10.7
60～69歳	244人	73.4	44.7	37.3	17.6	18.9	18.0	8.2
70～79歳	188人	66.5	54.8	32.4	14.9	18.6	19.7	1.6
80歳以上	44人	65.9	54.5	34.1	9.1	15.9	11.4	0.0

⑧ 地域福祉推進のための取組

「在宅で介護を必要とする高齢者への支援など、高齢者福祉に関する取組の強化」が48.3%で最も多く、次いで「地域福祉を支える担い手の確保や人材育成の強化」が44.0%、「町内会活動の活性化や地域住民の協力による助け合いの強化」が33.2%、「医療、保健等の他の分野との連携による相談支援、相談対応の強化」が33.0%となっています。



3 福祉の仕事 1 日体験アンケート調査結果

(1) 調査の概要

項 目	内 容
調査目的	地域福祉に関する児童・生徒のニーズの把握
調査対象	小学5年生から高校3年生までの児童・生徒 計340人
調査期間	平成29年9月
調査方法	体験に参加した児童・生徒に記述式アンケート票を配布
回収結果	回収票数231票 / 回収率67.9%

(2) 調査の結果

【問】子どもから高齢者、障がいのある人も含めて、地域で一緒に暮らしていくために大事なことは何だと思いますか

全ての年代で最も高い割合の意見は「思いやり・尊重」となっています。次に高い割合は、小学生では「支え合い・協力」ですが、中学生、高校生では「人とのふれあい・交流（コミュニケーション）」となっています。

区分	単位	意 見		
		支え合い・協力	思いやり・尊重	人とのふれあい・交流 (コミュニケーション)
小学生	意見数	38	46	24
	割合	35.2%	42.6%	22.2%
中学生	意見数	14	17	16
	割合	29.8%	36.2%	34.0%
高校生	意見数	17	33	26
	割合	22.4%	43.4%	34.2%

4 策定委員会における主な意見

地域福祉を担う人材の確保と育成について

<課題>

- ・ボランティアの年齢が高齢化、固定化している
- ・民生委員の担当地域が広域すぎて負担が大きい
- ・PTA や地域活動の会に参加しない30～40 歳代の親が増加している

<取り組むべきこと>

- ・地域のことを市民に知ってもらう
- ・定年を迎えそうな人を地域ごとに担い手・人材としてあらかじめ把握しておく
- ・若い世代が気軽に参加できるリーダー育成の機会をつくる
- ・転入者など地域を知らない人に地域行事の歴史や文化を伝える人材を育てる

地域活動の活性化、地域住民の協力による助け合いについて

<課題>

- ・隣近所との日頃からの付き合いが緊急時の対応につながる
- ・地域のコミュニケーションは、立ち話で情報共有できる関係であるべき
- ・地域福祉の課題はますます多様化が進んでいる
- ・市の広報は、福祉関係がわかりにくいので内容を見直してほしい

<取り組むべきこと>

- ・高齢者や子育て、障がいなどの分野を超えた地域活動の機会をつくる
- ・地域住民が自発的に開催する福祉サロンのような場をつくる
- ・情報を発信する側と受け取る側が適切につながる体制を検討する

医療、保健等の他分野との連携による相談支援、相談対応について

<課題>

- ・かかりつけ医が少ない
- ・地元の医師が連携できる医師会のリーダーが必要

<取り組むべきこと>

- ・開業医が定着しやすい（開業しやすい）体制をつくる
- ・福祉と医療の連携が取れる協議会を東温市に設ける
- ・在宅介護者を訪問できる“まち医者”を増やしていく

5 地域福祉における課題の整理

国や社会の動向、東温市の現状、市民アンケート調査、策定委員会における委員からの意見等を踏まえ、本計画における課題を整理すると、以下のとおりです。

□市の現状、○市民アンケート、◆策定委員会

NO	市の現状、アンケート結果、策定委員会の意見	課題
1	○ご近所付き合いはどの年齢層でも「あいさつをする程度の人がいる」が半数前後で、10～30代の方は「付き合いがほとんどない」が3割前後	人間関係の希薄化
2	□年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少、高齢者人口（65歳以上）の増加による少子高齢化の進行 ○地域で気になることは「地域の高齢化が進んでいる」「子どもが少ない」「役員の担い手不足」 ◆民生委員の担当地域が広域すぎて、一人ひとりの負担が大きい ◆ボランティアの年齢の高齢化、固定化が進んでいる ○地域福祉を推進するには、「担い手の確保や人材育成の強化」が重要	地域を支える人材が減少
3	□ひとり暮らしや核家族が増加 ○地域活動に参加したきっかけは「当番制でやらざるを得ない状況」と感じている人が半数弱 ◆地域活動が縮小、減退化の傾向にある	地域コミュニティの縮小
4	□ひとり暮らしの高齢者の増加 ◆高齢者や子育て、障がいなどの分野を超えた地域活動の機会が必要 ◆地域住民が自発的に開催する福祉サロンのような場をつくり、地域住民が自由な意見を出せる機会をつくる	交流機会の不足
5	◆地域福祉の問題は、高齢、子育て、障がいなどを分けて考えにくくなってきている	複合的課題への対応
6	◆福祉に関する情報提供が適切に行える体制の整備が必要 ◆個人情報保護の観点から以前より近隣住民を把握する手段が減少した	情報提供体制の在り方
7	○地域福祉を推進するには、「医療、保健等の他分野との連携による相談対応の強化」が重要	他分野との連携
8	□減少しない生活保護受給者数 ○身のまわりに生活困窮者に該当するような気になる人が12%いて、そうした人を行政機関などへ相談、報告した経験がある人は26%	生活困窮者への対策
9	□自主防災組織は平成24年以降34組織を維持 ○災害時の対策は「地域で日頃から住民同士が協力できる体制をつくる」が半数 ○災害時における手助けが必要な人への対策では、「手助けが必要な人に配慮した避難所を確保する」が最も多い	災害時の助け合い

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、いきいきと暮らしていくためには、一人ひとりが自分でできることに取り組むとともに、自治会や、ボランティア、NPOなど、様々な組織や地域住民が連携して、課題解決に取り組んでいく必要があります。

地域全体で、温かい心を持って、お互いに助け合い、支え合って、みんなの笑顔があふれる福祉のまちづくりを目指します。

基本理念

温かい心で思いやり 助け合い 支え合う 笑顔あふれるまち

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を柱に、取組を推進します。

基本目標1 地域を支える人づくり

日頃からのあいさつや声かけなどの隣近所との付き合いを通して、お互いを知り、認め合い、ときに助け合い、支え合う心を育むとともに、地域福祉のリーダーとなる担い手の育成を支援することにより、地域を支える人づくりを推進します。

基本目標2 誰もがつながる体制づくり

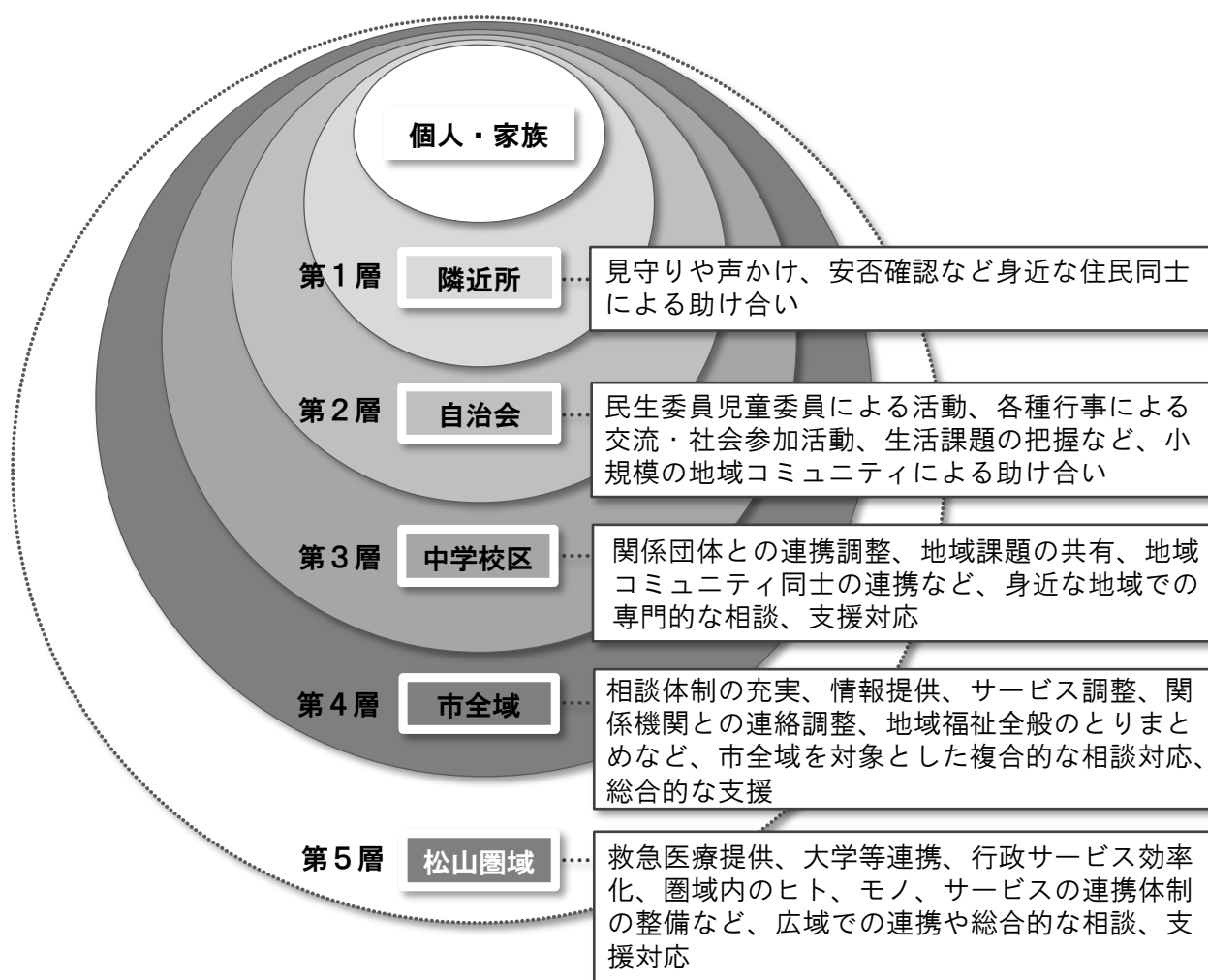
様々な福祉ニーズに対応するため、自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て相談窓口、福祉施設、ボランティア、NPO等の地域で活動する組織・団体と、地域で暮らす人々が積極的に関わりあい、情報交換や連携を強化することにより、地域の中で福祉課題を抱える人を早期に発見し、適切な福祉サービスの提供につなげていく体制づくりを推進します。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人への差別と高齢者・女性・子どもへの虐待の防止、生活困窮者への支援のほか、不安要因として残る大規模災害への対応など、これまで実施してきた取組の見直しと、さらなる拡充を行うことにより、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3 計画における「圏域」の考え方

本計画における「圏域」の考え方は、隣近所や自治会を含む中学校区圏域を基本とします。また、「市全域」などのより広い範囲での圏域を設けることで、課題を段階的に共有し、新たな活動につなげていきます。このように重層的な圏域を設定することにより、サービスの提供やボランティア活動の展開、ネットワーク構築など、公民協働による地域福祉活動のさらなる推進を目指します。



4 計画の体系

■計画体系図

基本理念

温かい心で思いやり 助け合い 支え合う 笑顔あふれるまち

基本目標1 地域を支える人づくり

- | | | |
|-----------------------|--|------------|
| (1) 福祉意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 福祉教育の充実 ● 2 福祉学習の機会創出 ● 3 人権教育の推進・啓発 | 重点的な
取組 |
| (2) 人材の育成と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 人材発掘・人材育成の充実 ● 2 民生委員児童委員への支援 ● 3 ボランティア人材の育成 ● 4 アクティブシニアの活躍推進 | |
| (3) 地域コミュニティの形成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 声かけ・あいさつ運動の推進 ● 2 まちづくりへの参画の推進 ● 3 地域活動への支援 | |
| (4) 交流の場や機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 地域イベントの充実 ● 2 交流拠点づくりの促進 ● 3 サロンの活用 | |

基本目標2 誰もがつながる体制づくり

- | | | |
|-------------------------|--|------------|
| (1) 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 相談しやすい体制の整備 ● 2 総合相談窓口の充実 ● 3 見守りのネットワークづくり | 重点的な
取組 |
| (2) 情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 福祉サービスの情報提供の充実 ● 2 情報バリアフリーの推進 | |
| (3) 福祉サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 地域包括ケアシステムの構築強化 ● 2 福祉サービスの横断的連携 ● 3 地域福祉コーディネーターの配置 | |
| (4) 地域福祉ネットワークの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 社会福祉協議会への支援と連携強化 ● 2 各種団体との連携強化 ● 3 医療機関との連携強化 ● 4 地域ケア会議の活用 ● 5 広域連携の推進 | |

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

- | | | |
|----------------------------|---|------------|
| (1) 健康づくり・生きがいづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 健康づくりの促進 ● 2 スポーツ・レクリエーション機会の充実 ● 3 地域や社会参画の機会創出 | 重点的な
取組 |
| (2) 権利擁護、生活困窮者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 成年後見制度や権利擁護の啓発 ● 2 虐待防止体制の強化 ● 3 生活困窮者への支援等の推進 | |
| (3) 防災・防犯体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 避難行動要支援者支援体制の充実と福祉避難所の整備 ● 2 自主防災力の向上 ● 3 緊急通報体制の整備 ● 4 地域の防犯体制の整備 | |
| (4) 生活環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1 公共交通機関の充実 ● 2 外出支援の充実 ● 3 交通安全意識の向上 ● 4 バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 | |

第4章 施策の展開

基本目標1 地域を支える人づくり

(1) 福祉意識の醸成

現状と課題

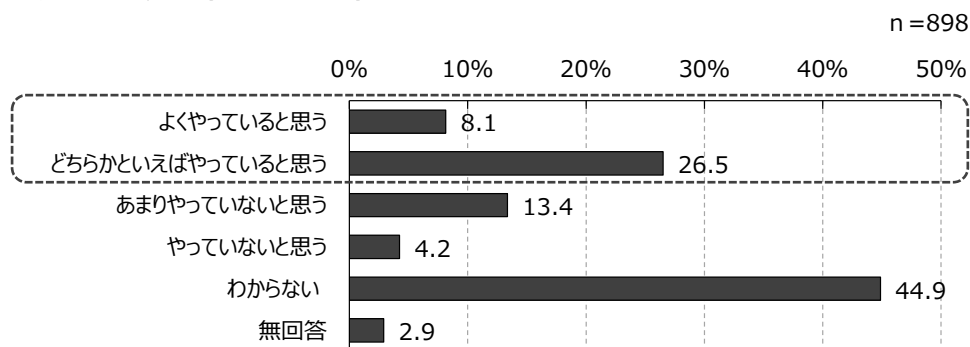
○地域には様々な人が暮らしており、市民一人ひとりがお互いの立場や価値観を理解し、支え合いながら助け合っていく意識を子どもの頃から育てていくことが大切です。

○市民アンケートでは、地域住民の支え合い・助け合いをやっている人が3人に1人となっています。

また、地域福祉の問題の解決方法として「行政と地域住民が協力し合って解決したほうがいい」が最も多くなっています。

○広く市民に向けて福祉意識を醸成し、地域住民の支え合い、助け合いの意識をさらに高めていく取組が求められます。

■地域住民の支え合い、助け合いの意識の状況



施策の展開

地域の支え合い、助け合いにより多くの人に参加してもらうとともに、これからの地域を支える人の福祉意識を醸成するために、子どもの頃からの福祉教育を始め、生涯学習や講演会、出前講座などを通して、お互いを理解し尊重し合い、支え合いながら助け合っていく福祉の意識を高めていきます。

主な取組

取 組		内 容
1	福祉教育の充実	○小・中学校の「総合的な学習の時間」などを活用し、地域福祉関係者や活動団体による講演会等を通じ、福祉教育の取組を推進します。 ○豊かな自然や伝統行事を生かしたふるさと教育を推進し、地域を知り地域愛を育む取組を推進します。
2	福祉学習の機会創出	○生涯学習講座を通じた福祉体験・福祉学習の機会を創出します。
3	人権教育の推進・啓発	○学校教育や福祉学習を通じて、市民の人権尊重・人権擁護の意識を高めるとともに、理念の普及と理解の促進に取り組みます。

(2) 人材の育成と活用

現状と課題

- 自治会や民生委員児童委員を始め、地域活動やボランティア活動においては、将来の担い手不足や活動メンバーの固定化が課題となっており、参加者の裾野を広げるとともに、活動のリーダーとなる人材を育成していくことが重要です。
- 本市では、社会福祉協議会によるボランティアセンターを拠点として、各種講座の開催によるボランティア育成を図っています。
- 地域福祉を担う人材を発掘し育成するための仕組みづくりとともに、多様な世代の参加を促す取組や各講座などで学習した人材が地域で活躍できる仕組みが求められます。

施策の展開

市民が協力して地域の問題を解決していくために、地域福祉活動に意欲・関心を持つ潜在的な担い手を掘り起こし、活動につなげるきっかけづくりに努めます。また、民生委員児童委員の活動の周知のほか、市民がボランティア活動などに気軽に参加し、活動を知る機会づくりを支援します。

主な取組

取 組		内 容
1	重点的な取組 人材発掘・ 人材育成の充実	○人材発掘、育成のための学習や講座を開催します。 ○Jr リーダー育成講座やエコ・キッズの養成など子どものうちから次代の地域リーダーを目指す学びの機会を設けます。
2	民生委員児童委員への支援	○民生委員児童委員が地域の身近な相談役として円滑に活動できるよう各種研修会や講習会を充実します。
3	ボランティア人材の育成	○各種ボランティア研修の充実や、手話、ガイドヘルパー、要約筆記などのボランティアの育成に努めます。
4	アクティブシニアの活躍推進	○趣味や特技を持つシニア人材等を広く発掘・登録する人材バンクを構築し、様々な場所で活躍できるよう情報発信を行います。

(3) 地域コミュニティの形成

現状と課題

- 少子高齢化、核家族化等によって、市民同士のつながりの重要性が高くなり、まちづくりのあらゆる分野で、市民参加が必要不可欠となっています。
- 策定委員会では、「個人情報保護の問題で、ひとり暮らしの高齢者への見守りがままならない、手助けが必要な人の把握が困難」という課題がありました。
- 高齢者や障がい者、子育て世帯など、支援を必要とする人に対して、地域の様々な資源を生かした支え合う関係づくりが求められます。

施策の展開

地域コミュニティの充実、活性化のために、「声かけ、あいさつ運動」を推進するとともに、子育て世代などが積極的に地域活動へ関わるための機会を増やし、地域住民同士による話合いの会の開催、地域住民による主体的な取組を支援します。

主な取組

取 組		内 容
1	声かけ・あいさつ運動の推進	○地域住民同士の日頃からの声かけやあいさつ運動を推進します。
2	まちづくりへの参画の推進	○地域福祉を考える上で基本となる協働の意識について、広報紙やパンフレット等による啓発、市ホームページ等による情報提供を実施します。 ○市民が主体となってまちづくりについて考える市民ワークショップを開催します。 ○若い世代を対象とした各種講座等の開催や、市民が主体となって取り組むまちづくりのための企画提案を支援します。
3	地域活動への支援	○コミュニティ活動の目的や必要性を周知し、市民のコミュニティ意識の高揚及び自治会への加入促進に努めます。 ○過疎化・高齢化が進行する中山間地域等において、地域住民の自主的、主体的な地域づくり活動を支援します。

(4) 交流の場や機会の充実

現状と課題

- 今後も高齢者人口が増加すると見込まれ、高齢者が参加しやすい地域住民の交流・活動の場を提供することが必要になってきます。
- 市民アンケートでは、「誰でも気軽に立ち寄れる所が必要」、「気軽な交流の場があると心身ともに健康維持につながる」という意見があります。
- 策定委員会では、「高齢者や子育て、障がいなどの分野を超えた地域活動の機会をつくる」「地域住民が自発的に開催する福祉サロンのような場をつくる」という意見がありました。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯が地域で孤立しないための集いや、集いやすい場づくりが求められます。また、地域住民がまちづくりへの関わりを持つ機会を増やすための多様な交流の場づくりが必要です。

施策の展開

地域住民同士が交流できる機会を増やすために、地域におけるイベントなどの行事参加を促す取組を支援するとともに、様々な人が気軽に立ち寄れる交流の場づくりと、今あるサロンの活用促進や拡大、さらには多世代交流などの内容の拡充を図ります。

主な取組

取 組		内 容
1	地域イベントの充実	○地域行事、地域活動への参加を促す取組を支援します。
2	交流拠点づくりの促進	○地域にある空きスペースの有効活用方法や柔軟な利用体制づくりを検討し、地域の資源を活用した身近に集まれる交流拠点づくりを推進します。 ○高齢者の生きがいづくり、子どもの居場所、若者や子育て世代の学習機会を提供する多世代交流の拠点整備を推進します。
3	サロンの活用	○地域住民の参加による「ふれあい・いきいきサロン」や老人クラブの自主的な活動を支援します。 ○シニア人材が自らの多様なスキルを生かし、生きがいを持って過ごせる場として「働ける・稼げる」シニアサロンを推進します。

基本目標2 誰もがつながる体制づくり

(1) 相談体制の充実

現状と課題

- 高齢者や障がい者、家庭で介護や子育てをしている家族などが抱える様々な悩みに対して適切な支援や助言を提供するため、総合的な相談体制の充実が重要です。
- 本市では、高齢者を対象に民生委員児童委員による見守りや、社会福祉協議会が実施するふれあいコールによる見守り体制の充実を図っています。
また、市と民間事業所が「見守りネットワークに関する協定」を締結し、異変を察知した際に、市へ連絡する仕組みを構築しています。
- 市民アンケートでは、「気軽に相談できる窓口が欲しい」という意見が複数あり、市内にある各種機関の相談窓口には市民にとってより身近で、相談しやすくなるような機能の向上が求められています。

施策の展開

地域に起きる様々な問題を解決していくために、相談支援体制の整備と、各分野の相談機関と連携した総合的な相談体制の整備を推進します。また、身近な地域での高齢者・障がい者・子育て世帯などの見守り・支え合いの仕組みづくりを推進します。

主な取組

取 組		内 容
1	相談しやすい体制の整備	○地域における身近な相談窓口として、民生委員児童委員を始めとする各種相談員の活動を支援します。 ○障がいのある人、子育てをしている親、虐待等の被害者など、支援が必要な当事者同士が集まり、気軽に相談し合える交流の場づくりを支援します。
2	総合相談窓口の充実	○総合的な相談窓口の役割を果たすために、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て相談窓口など各分野の機関が連携して、必要に応じてより専門的な機関へつなげます。
3	見守りのネットワークづくり	○地域住民を始め、民生委員児童委員や関係機関、団体との連携により、見守り活動・訪問活動を推進します。

(2) 情報提供の充実

現状と課題

○誰もが必要なときに福祉サービスに関する情報を入手できることは、地域で暮らしていく上での利便性や安心につながります。

○市民アンケートでは、情報の提供先として、「広報とうおん」から情報を得ている人は全ての年代で比較的高い割合です。「広報とうおん」以外の情報の取得方法では10～40代は「インターネット」、50代以上は「社協だより」「回覧板」が主な手段となっています。

○情報を必要としている市民に効果的に情報が伝わる提供方法の工夫や、情報を通じて地域の活動へ参加しやすくする工夫などが求められています。

■年齢別の情報の取得先の状況（「情報の取得先」の上位7項目のみ抜粋、複数回答）

（単位：％）

	合計	広報	社協だより	回覧板	友人・知人	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	インターネット
全体	898人	63.5	38.9	28.7	15.4	18.4	15.8	12.4
18～19歳	14人	35.7	14.3	0.0	0.0	14.3	7.1	21.4
20～29歳	54人	38.9	5.6	13.0	24.1	25.9	7.4	27.8
30～39歳	94人	41.5	17.0	17.0	11.7	14.9	8.5	26.6
40～49歳	121人	68.6	28.9	21.5	14.0	16.5	15.7	24.8
50～59歳	131人	66.4	42.0	30.5	16.8	20.6	18.3	10.7
60～69歳	244人	73.4	44.7	37.3	17.6	18.9	18.0	8.2
70～79歳	188人	66.5	54.8	32.4	14.9	18.6	19.7	1.6
80歳以上	44人	65.9	54.5	34.1	9.1	15.9	11.4	0.0

施策の展開

福祉サービスの情報が本当に必要としている人に届くために、市の広報紙・ホームページ等の提供手段を見直し、必要な時期に必要な情報が行きわたる取組を促進します。

また、市民にとってわかりやすい情報提供に努めます。

主な取組

取 組		内 容
1	福祉サービスの 情報提供の充実	○市ホームページ、広報とうおん、各種ガイドブックなどを活用し、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。 ○各種ガイドブックなどは市民の身近な所に設置し、わかりやすい紙面づくりを心がけるなど、市民が情報を入手しやすいように配慮します。 ○市ホームページ、広報とうおんのほか、各種媒体を活用して、各世代に対応した情報提供手段の見直しに取り組みます。
2	情報バリアフリーの推進	○高齢者や障がいのある人など、一人ひとりの状態に配慮した適切でわかりやすい情報提供に努めます。 ○市ホームページなどで情報を提供する際には、音声による情報提供や、文字の大きさに配慮するなど、誰もが適切に情報を得られるように配慮します。

(3) 福祉サービスの充実

現状と課題

- 高齢者や子ども、障がいのある人などの分野を問わず、包括的に相談・支援を行う総合的な新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。
- 近年、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、一つの家庭の中だけで、介護、虐待、DV、貧困など複数の課題を同時に抱えるといったケースがみられるようになっていきます。
- 「ごみ屋敷」「40歳代、50歳代のひきこもり」「認知症高齢者の徘徊」など、従来の法律や制度だけでは対応の難しい課題が多く顕在化しています。
- 支援の必要な人が抱える課題は多様かつ複合的な場合が多く、これからの福祉施策や行政組織は、縦割りではなく横断的な対応が求められています。

施策の展開

複雑化する福祉問題に対応するために、現状の体制を充実させるだけでなく、高齢者、子育て家庭、障がい者などの福祉サービスが横断的に提供できる総合的なケアマネジメント体制を整備します。また、地域の実情に合わせて市民と行政が協力しながら地域課題を解決していく体制づくりに努めます。

主な取組

取 組		内 容
1	重点的な取組 地域包括ケアシステムの構築強化	○地域包括支援センターや基幹相談支援センター、子育て相談窓口など各機関の機能・役割・取組内容の周知に努め、併せて各機関や相談窓口相互の連携を強化します。 ○高齢者や障がいのある人が地域で生活していく上で、各自の状態に応じた福祉・医療サービスが円滑に利用できるよう、福祉・保健・医療などの関係各課・機関等の横断的なケアマネジメント（※）体制を構築します。
2	福祉サービスの横断的連携	○高齢者、子育て家庭、障がいのある人などで、複数の福祉課題を抱えている人や、福祉サービスの利用を考えている人に対して、市役所の主要担当課が連携して対応する体制を整備します。
3	地域福祉コーディネーターの配置	○地域課題を把握し、課題解決のための活動・支援を行う地域福祉コーディネーターの配置を検討します。

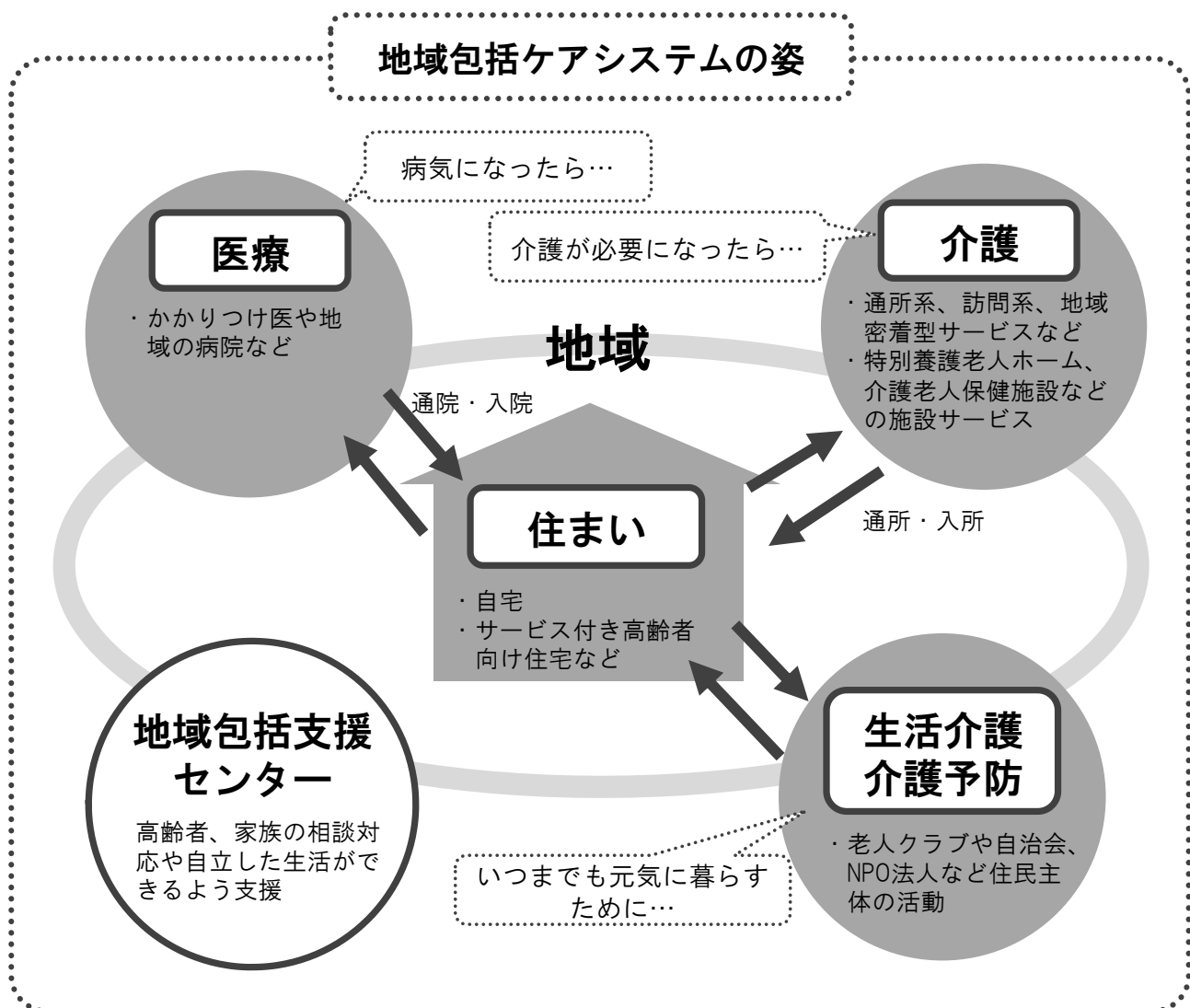
※ケアマネジメントとは：社会的ケアを必要とする人々に対して最も効果的で効率的なサービスや資源を紹介、あつせんするとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する方法

◆地域包括ケアシステムの姿

○団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していきます。

○今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていく必要があります。

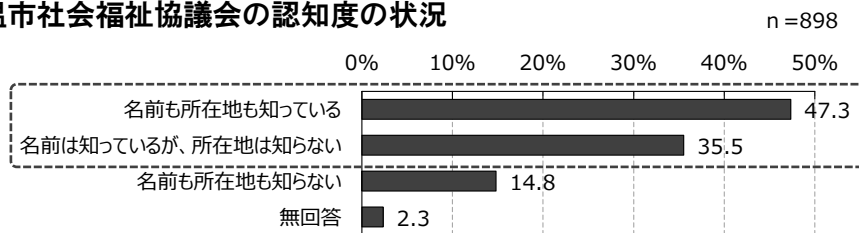


(4) 地域福祉ネットワークの構築

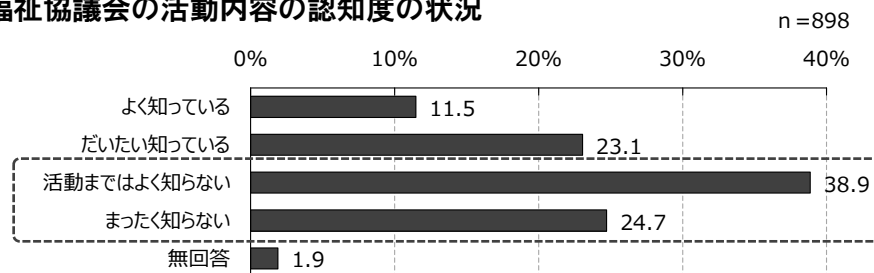
現状と課題

- 地域には、ボランティア・NPO 法人等の活動団体や福祉サービス事業者など、様々な福祉に関する事業を行っている団体があります。これらの団体の連携による身近な生活範囲を基盤にしたネットワークづくりが必要です。
- 市民アンケートでは、社会福祉協議会の認知度について「名前」は80%以上の人に認知されているものの、「活動内容」については知らない人が60%以上となり、社会福祉協議会の活動内容のさらなる周知が必要です。
- 策定委員会では、「福祉と医療の連携が取れる協議会を市で設けてはどうか」という意見がありました。
- 「共助」にあたる自治会等の活動と、「公助」にあたる社会福祉協議会等の取組が連携しながら、多様化・複合化した地域福祉課題を解決していく仕組みづくりが求められています。

■東温市社会福祉協議会の認知度の状況



■東温市社会福祉協議会の活動内容の認知度の状況



施策の展開

地域福祉課題を解決していくために、社会福祉協議会を中心とした地域福祉の取組を支援します。また、福祉に関わる地域の団体、組織、機関が連携するための支援体制や、医療・福祉・地域住民の連携が取れる地域医療体制、さらに、広域連携体制の整備を推進します。

主な取組

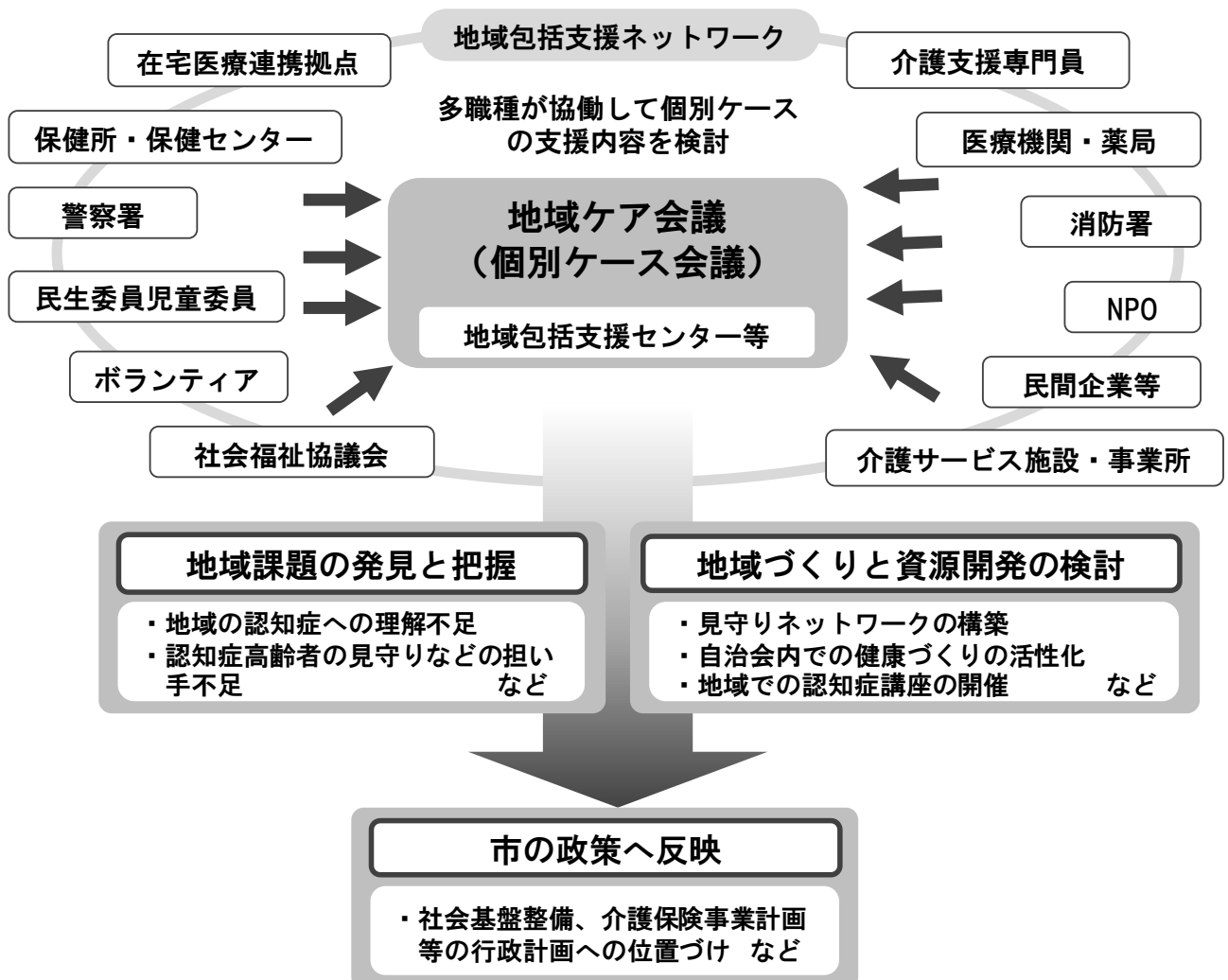
取 組		内 容
1	社会福祉協議会への支援と連携強化	○社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として積極的に活動を支援し、連携体制の強化を図り、活動内容の周知を促進します。
2	各種団体との連携強化	○民生委員児童委員、ボランティア団体、老人クラブ等との協働のため、交流機会や情報発信等の支援を行います。
3	医療機関との連携強化	○在宅医療と介護事業の連携、東温市医師会とほかの医療機関との連携を可能にする支援を行い、医療が必要な状態にある人が切れ目なく医療ケアを受けられる体制の整備に努めます。
4	地域ケア会議の活用	○地域ケア会議の開催によって福祉に関わる団体、事業所、医療機関の連携体制の強化、情報共有を図ります。
5	広域連携の推進	○松山市を中心とした中予地区の3市3町が連携して「松山圏域連携中枢都市圏」を形成し、医療、教育、防災等の多種多様な施策を推進します。

◆地域包括ケアシステムにおける地域ケア会議の役割

○多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、地域の課題解決を支援し、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにします。

○地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークの構築を図るとともに、地域の見守りネットワークや民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO など、地域で必要な資源を開発します。

○地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言します。



基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 健康づくり・生きがいのづくりの推進

現状と課題

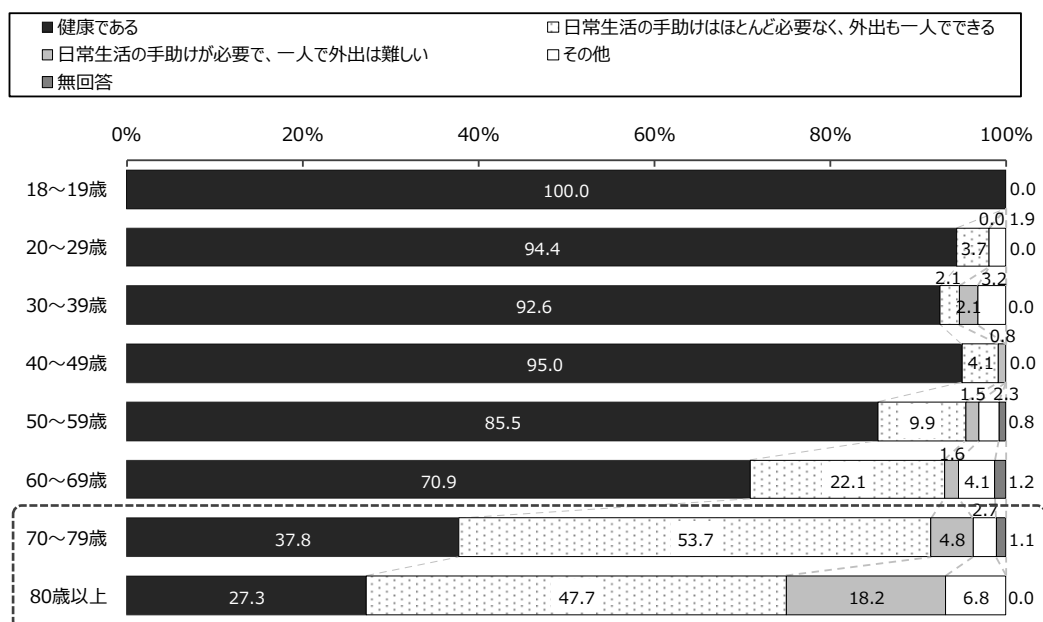
○健康づくり、生きがいのづくりは、生活習慣病の発症予防や重症化予防、ひいては介護予防としても重要な取組です。

○本市では、愛媛大学医学部、東温市医師会、歯科医師会の協力を得て、県下でも有数の健康診査体制のもと、生活習慣病の予防に取り組んでいます。

○市民アンケートでは、市民の健康状態は60代から70代になる境目で「健康である」と回答している人の割合が急激に減少しており、高齢者の健康維持のため、早い段階から健康づくりに取り組める仕組みづくりが必要です。

○市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、高齢者が定年後も新たな活躍の場を得て、いきいきと生活ができる地域社会の整備が求められています。

■年齢別の健康状態の状況



施策の展開

地域住民の健康づくり、生きがいづくりを推進するために、全ての市民の健康維持を目的とした定期健診や運動、食事など健康づくり全般の取組を充実します。また、高齢者や障がいのある人などを含めた誰もが地域や社会で活躍、就労できる機会の創出に努めます。

主な取組

取 組		内 容
1	健康づくりの促進	○健康分野に関する講座の開催や、健康寿命を延ばすことを目的とした運動教室、健康教室など関連イベントの情報配信を充実します。 ○個人のライフステージごとの健康づくりを総合的に支援する環境整備に努めます。
2	スポーツ・レクリエーション機会の充実	○従来のスポーツ・レクリエーション機会をより充実させ、市民のニーズに応じた新しい健康づくりの企画開発に努めます。
3	地域や社会参画の機会創出	○高齢者や障がいのある人が、身近な地域で社会奉仕や生きがいを感じる活動、有償ボランティア、就労を行うことで、コミュニケーションの活性化、閉じこもり防止、健康の維持増進が図れるよう支援します。

(2) 権利擁護、生活困窮者への支援

現状と課題

○認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断に配慮を要する人の権利を擁護し、自らの能力に応じて自立した生活を送ることができる社会整備のため、権利擁護のさらなる推進が必要です。

○育児のストレスや介護疲れによる虐待が顕在化しており、その防止に向けた社会全体での取組が重要です。また、生活困窮に陥る家庭への支援が求められています。

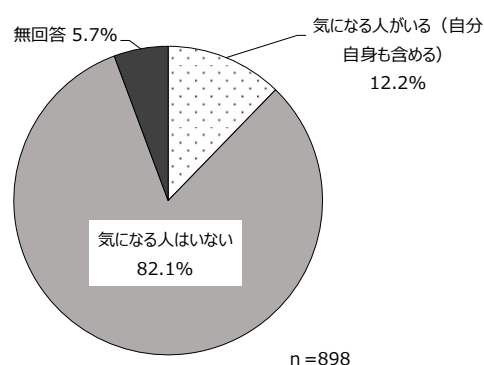
○本市では、認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な人に対する成年後見制度の活用を推進しています。

また、虐待を防止する取組として、要保護児童対策地域協議会や、高齢者への地域包括支援センターにおける総合相談窓口の開設、基幹相談支援センターによる虐待防止センターの設置などにより対応の強化を図っています。

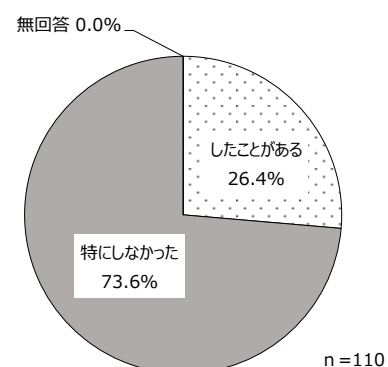
○市民アンケートでは、身のまわりに生活困窮者に該当するような気になる人が12.2%おり、そうした人を行政機関などへ相談、報告した経験がある人は26.4%となっています。

○より多くの人の権利擁護に関する理解と相談窓口の充実が求められます。また、生活に困窮している人の自立支援に向けた支援体制の整備を進めることが求められます。

■生活困窮者に該当する気になる人の状況



■行政機関などに相談・報告した状況



施策の展開

虐待や生活困窮、介護、育児ストレスなど深刻な問題への早期対応として、各種相談事業の充実を図るとともに、高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待防止のための活動を推進します。また、生活困窮者への包括的な支援とともに、関係機関との連携による早期発見や見守りのための地域づくりを進めていきます。

主な取組

取 組		内 容
1	成年後見制度や権利擁護の啓発	○成年後見制度の理解が進むよう、普及啓発を行います。 ○地域包括支援センター及び基幹相談支援センターが行っている高齢者、障がい者などへの権利擁護の取組について周知を図り、各機関の連携を深め、総合的な相談の受入れ機能を強化します。
2	虐待防止体制の強化	○高齢者、障がい者、児童に対する虐待を早期に発見し、早期に対応できるよう関係機関の連携を強化します。
3	生活困窮者への支援等の推進	○生活保護制度と生活困窮者支援制度の重層的なセーフティネットの周知、活用を推進します。 ○生活困窮者からの相談後、適切な関係機関につなげる体制を整備します。

(3) 防災・防犯体制の充実

現状と課題

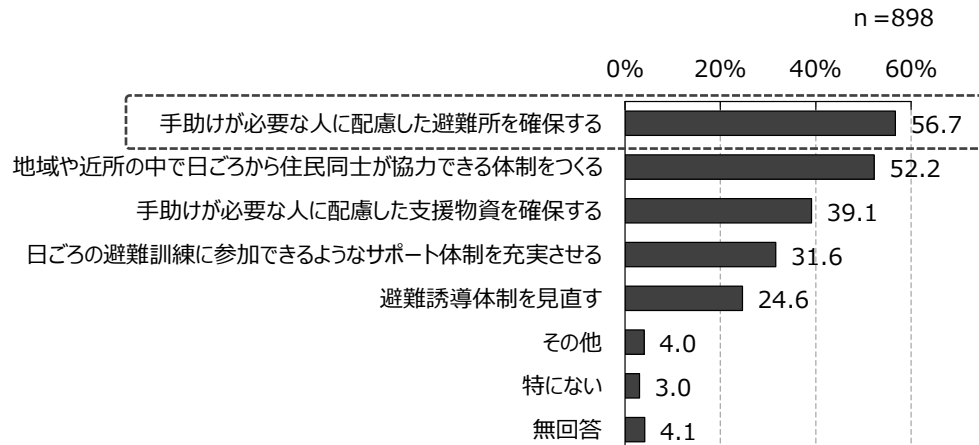
○近年、全国的に大規模災害が発生しており、防災対策への意識が高まっています。また、緊急一時避難先における高齢者や障がいのある人、子育て世帯などへの対応が今後の大きな課題となっています。

○市民アンケートでは、災害時における手助けが必要な人への対策として、「手助けが必要な人に配慮した避難所を確保する」が最も多い回答でした。

○策定委員会では、「日頃からの地域交流の機会が緊急時の備えに対して重要」という意見があり、地域住民同士の交流の機会を増やすことや、住民自身で取り組む地域防災・防犯活動も重要です。

○市内の防災・防犯体制が充実するためには、福祉避難所などのハード面の整備の推進と、地域ごとの防災・防犯活動の取組などソフト面への支援が求められます。

■行政が取るべき災害時等における手助けが必要な人への対応の状況



施策の展開

近年の大規模災害の教訓を地域住民で共有するとともに、あらかじめ大規模災害に備え、地域における避難行動要支援者の把握や、福祉避難所の整備を促進します。

また、地域住民の安全を確保するために、地域における防犯活動への取組を支援します。

主な取組

取 組		内 容
1	重点的な取組 避難行動要支援者支援体制の充実と福祉避難所の整備	○災害時等に自ら避難することが困難な避難行動要支援者が迅速に避難できるよう支援します。 ○災害時等に特別に配慮が必要な高齢者や障がいのある人、乳幼児を持つ家族など、個々に応じた適切な対応が取れる福祉避難所の指定や体制の整備を推進します。
2	自主防災力の向上	○自主防災組織の活動を支援し、自主防災力の向上を図ります。
3	緊急通報体制の整備	○ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与するとともに、近隣住民の方や民生委員との連絡体制を整え、緊急時に備えます。
4	地域の防犯体制の整備	○住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、警察や地域団体と連携して、地域における防犯・見守り活動を推進します。

（４）生活環境の整備

現状と課題

○誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らしていくには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの向上が重要です。

○市民アンケートでは、高齢者が暮らしやすくなるために大切なこととして、「高齢者が利用・移動しやすい交通環境の整備」が最も多い回答でした。

また、「高齢者の移動をサポートするシステムをより便利にしてほしい」などの移動に関する意見が多くありました。

○高齢者を始め、障がいのある人などにも配慮した移動手段の整備が求められています。

施策の展開

本市の地域特性に合った公共交通体系を構築し、市内の交通手段の利便性向上に努めます。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、公共施設整備と連動した、ハード面・ソフト面で人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

主な取組

取 組		内 容
1	公共交通機関の充実	○既存の鉄道やバス路線を維持し、本市に合った地域公共交通体系の構築等により、市内の交通手段の利便性向上に努めます。
2	外出支援の充実	○手話奉仕員養成研修の推進や、要約筆記者の同行援助、高齢者への移動支援等の充実を図ります。
3	交通安全意識の向上	○セーフティアドバイザーによる高齢者世帯への交通安全指導や、ドライバーの交通マナー向上に努めます。
4	バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	○市内の公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組みます。 ○個人差や国籍等にかかわらず、全ての人を対象として、多くの人にわかりやすく、利用しやすい標識の設置や建物、空間の整備等によるユニバーサルデザイン化を推進します。

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

(1) 計画の普及啓発

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉の担い手である市民を始め、様々な関係団体や福祉事業者、社会福祉協議会と市とが共通の認識を持つことが大切です。

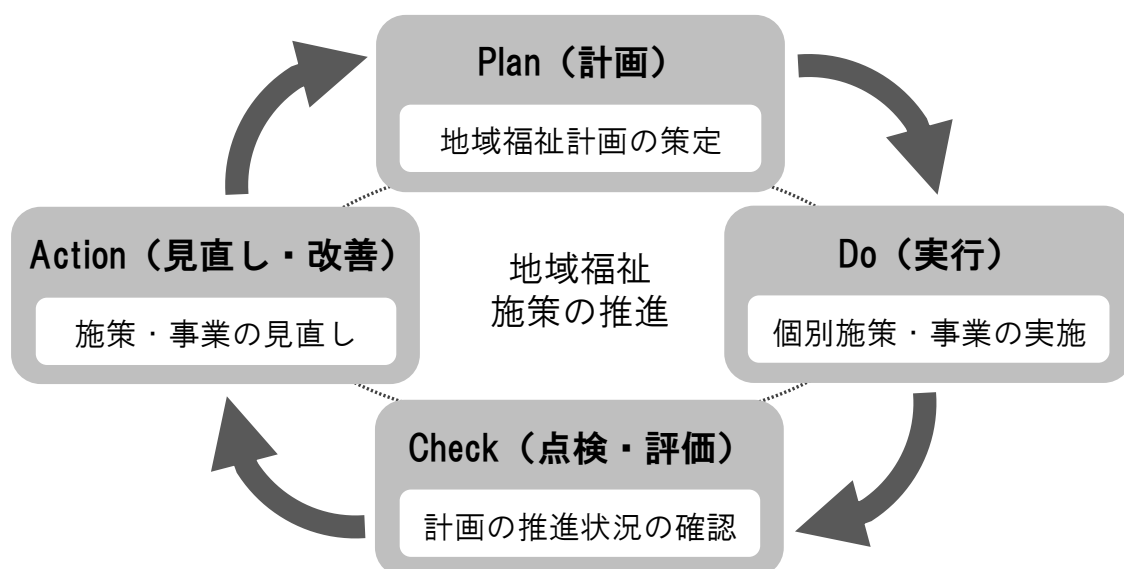
そのため、市の広報紙やホームページ等を通じて、本計画の「理念」と「取組」を広く周知します。

(2) 社会福祉協議会との連携

地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会と、より一層の連携を図り、今後、社会福祉協議会が策定する「東温市地域福祉活動計画」にそって展開する具体的な取組を支援し、地域力の向上を図ります。

2 進行管理

本計画の推進にあたっては、『PDCAサイクル』による進行管理を行い、「東温市地域福祉計画策定委員会」において、進行状況の点検・評価を行い、改善・見直しを行います。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	項目	内容
平成 29 年 6 月 8 日	第 1 回東温市地域 福祉計画策定委員会	<議題> ・地域福祉計画策定方針（案）について ・市民アンケート調査票（案）について
平成 29 年 7 月 7 日～21 日	東温市地域福祉計画 策定に関するアンケ ート調査	<概要> ・市内在住の 18 歳以上の方 2,000 人を無作為抽 出（郵送配布、郵送回収） ・配布数：2,000 票、回収数：898 票（44.9%）
平成 29 年 10 月 20 日	第 2 回東温市地域 福祉計画策定委員会	<議題> ・市民アンケート調査結果について ・「福祉の仕事 1 日体験アンケート」結果について ・地域福祉推進のための取組について
平成 29 年 12 月 14 日	第 3 回東温市地域 福祉計画策定委員会	<議題> ・地域福祉計画（素案）について
平成 30 年 2 月 7 日	第 4 回東温市地域 福祉計画策定委員会	<議題> ・地域福祉計画（素案）について
平成 30 年 2 月 23 日～ 3 月 14 日	パブリックコメント	<公表方法> ・計画書（案）については、以下の場所で閲覧 市ホームページ、市役所 1 階 7 番窓口、川内支所 <意見書の提出方法> ・以下の方法で社会福祉課に提出 郵便、ファクシミリ、電子メール、持参 <受付意見件数> 0 件
平成 30 年 3 月 15 日	第 5 回東温市地域 福祉計画策定委員会	<議題> ・地域福祉計画（案）について

2 東温市地域福祉計画策定委員会規則

(平成 29 年 3 月 28 日規則第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東温市附属機関設置条例（平成 24 年東温市条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、東温市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域の実情を反映した地域福祉計画（以下「計画」という。）が、総合的かつ体系的に策定されるよう次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の事業推進に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉の関係者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に定める所掌事項が達成されたときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員委嘱後最初に招集される委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3 東温市地域福祉計画策定委員会委員名簿

順不同、敬称略

番号	職名	氏名	備考
1	東温市ボランティア連絡協議会会長	菅 野 邦 彦	委員長
2	東温市社会福祉協議会会長	藤 原 弘	副委員長
3	ウエルケア重信施設長	宇 和 美代子	
4	ガリラヤ荘施設長	丹 紀 代	
5	NPO 法人 Core and Simple Visions 理事（コミュサポかぜ）	大 和 殉	
6	東温市区長会会長 （兼自主防災組織会長）	三 棟 義 博	
7	東温市民生児童委員協議会会長 （兼川内地区民生児童委員協議会会長）	宮 田 恵 子	
8	東温市民生児童委員協議会副会長 （兼重信地区民生児童委員協議会会長）	高 塚 正 一	
9	東温市老人クラブ連合会会長	田 中 康 雄	
10	東温市婦人会会長	高須賀 恵美子	
11	きらり東温代表	山 内 和 美	
12	公募委員	宇 和 川 望	
13	東温市社会福祉協議会 事務局長	土 井 敬 子	
14	東温市社会福祉協議会 地域福祉課兼生活支援課長	仙 波 直 也	

4 市民アンケート調査集計結果

(1) 調査概要

調査の目的

本調査は、平成 30 年度から 8 年間の計画期間とする「東温市地域福祉計画」の策定にあたり、東温市民の地域活動の状況や感じている地域課題、市の施策に対する要望や意見を把握することにより、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査の方法

- 調査対象：市内にお住まいの 18 歳以上の方の中から 2,000 人を無作為抽出
- 調査期間：平成 29 年 7 月 7 日～7 月 21 日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況：

配布数	回収数	回収率
2,000 票	898 票	44.9%

この報告書の見方

この報告書の分析結果を読む際の留意点は以下のとおりです。

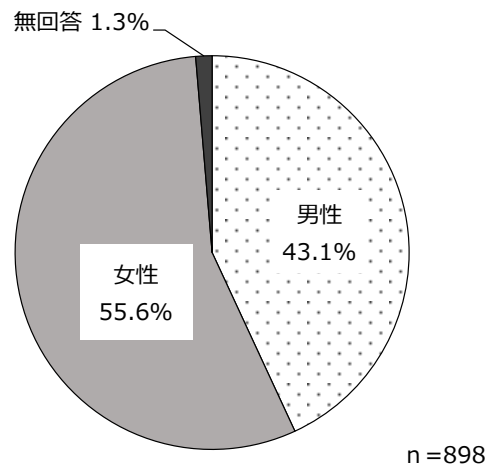
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100% として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第 2 位以下を四捨五入し、小数第 1 位までを表記します。このため、全ての割合の合計が 100% にならないことがあります。また、複数回答（2 つ以上選ぶ問）の設問では、全ての割合の合計が 100% を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は、回答者が皆無であることを表します。
- 性別・年齢別集計の結果、項目の順位が全体集計と変わることがあります。
- グラフ及び文章中で、選択肢を一部省略しています。

(2) 調査結果

I あなた自身（調査票のあて名の方）について

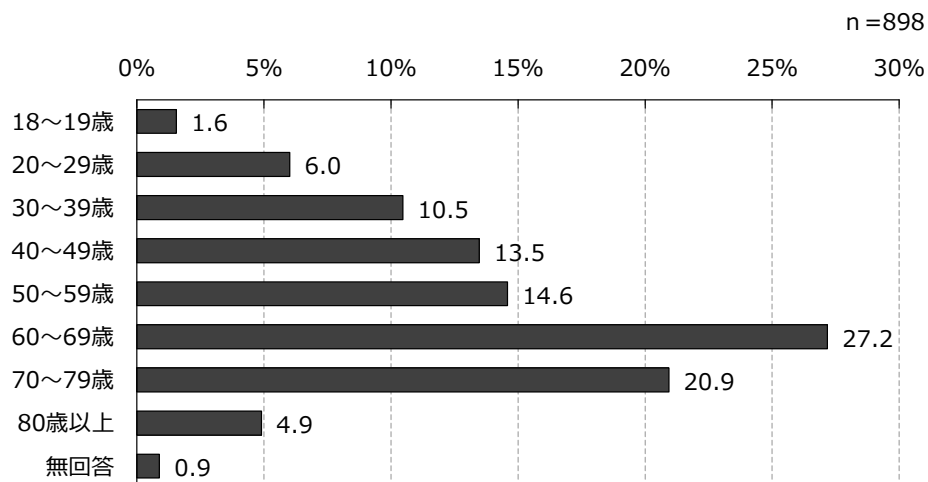
問1 あなたの性別は

性別は、「女性」が55.6%で、「男性」が43.1%となっています。



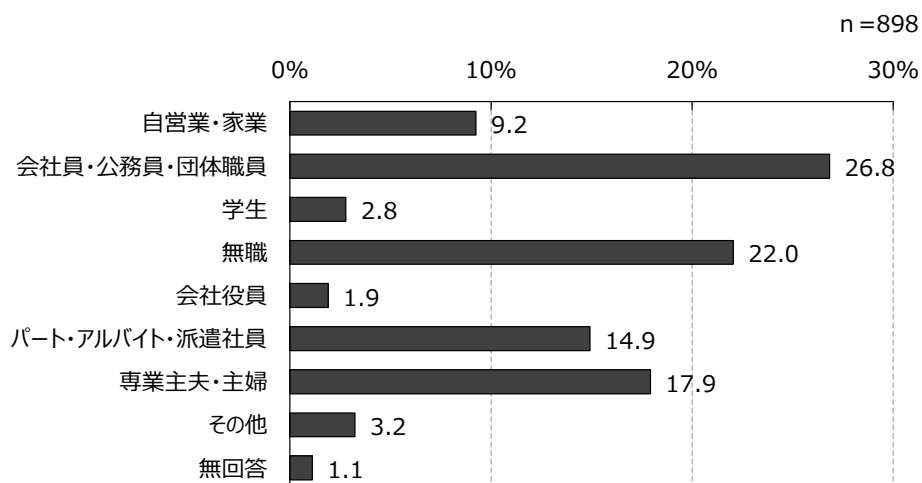
問2 あなたの年齢は

年齢は、「60～69歳」が27.2%で最も多く、次いで「70～79歳」が20.9%、「50～59歳」が14.6%、「40～49歳」が13.5%、「30～39歳」が10.5%となっています。



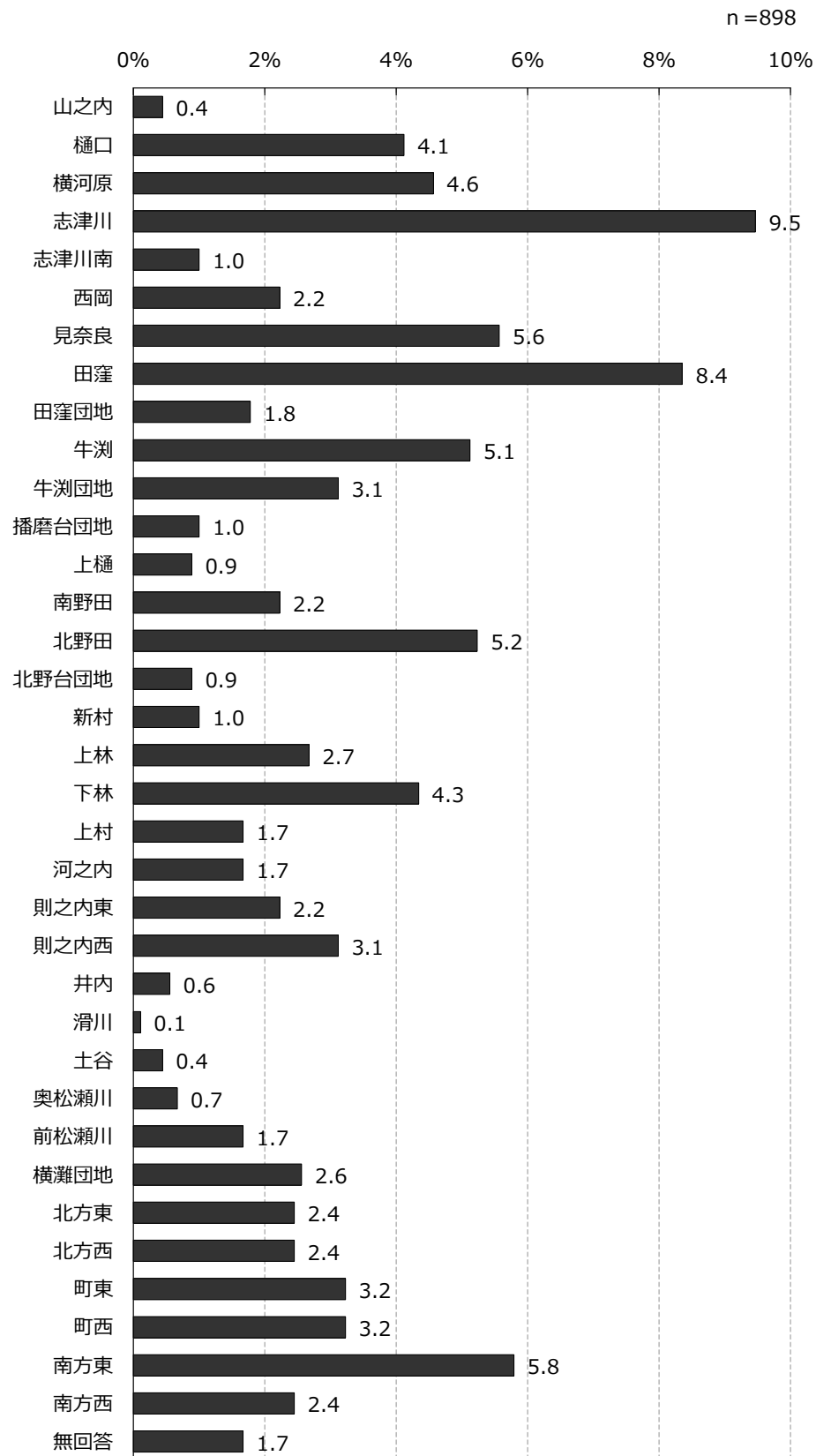
問3 あなたの就業状態、職業は

就業状態や職業については、「会社員・公務員・団体職員」が26.8%で最も多く、次いで「無職」が22.0%、「専業主夫・主婦」が17.9%、「パート・アルバイト・派遣社員」が14.9%、「自営業・家業」が9.2%となっています。



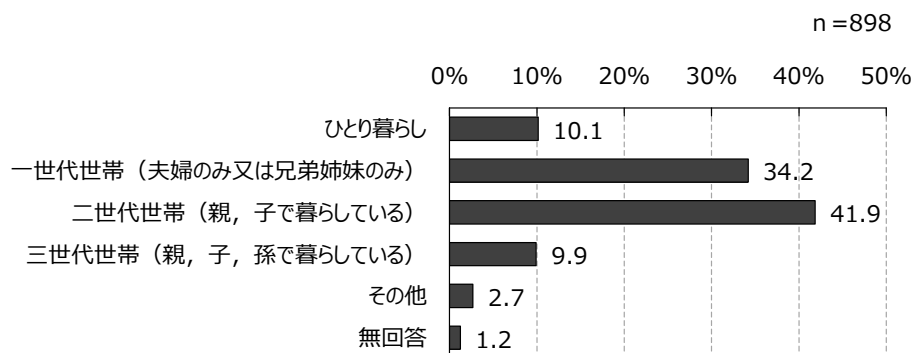
問4 あなたのお住まいの地区は

お住まいの地区は、「志津川」が9.5%で最も多く、次いで「田窪」が8.4%、「南方東」が5.8%、「見奈良」が5.6%、「北野田」が5.2%となっています。



問5 あなたの家族構成は

家族構成は、「二世世代世帯（親，子で暮らしている）」が41.9%で最も多く、次いで「一世世代世帯（夫婦のみ又は兄弟姉妹のみ）」が34.2%、「ひとり暮らし」が10.1%、「三世世代世帯（親，子，孫で暮らしている）」が9.9%となっています。

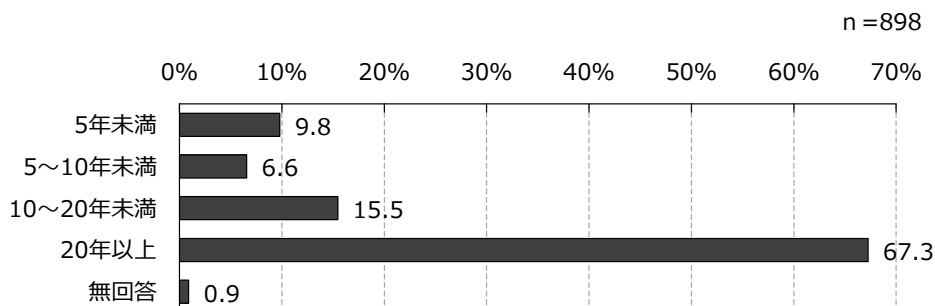


■「その他」の主な回答

姉・兄夫婦と同居／四世代世帯 等

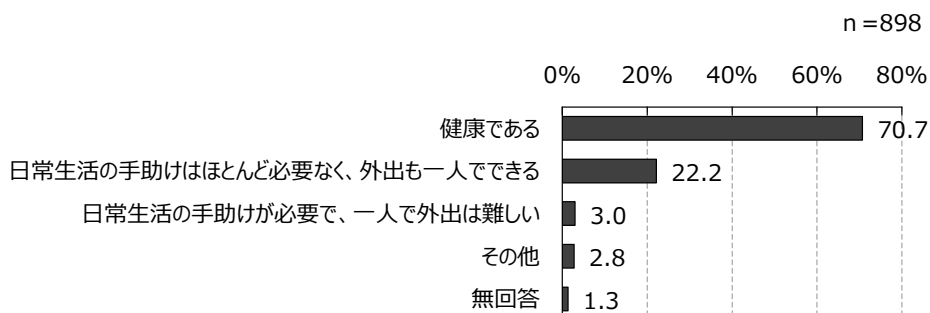
問6 あなたは、東温市に住んで何年になりますか

東温市での在住年数は、「20年以上」が67.3%で多数を占め、次いで「10～20年未満」が15.5%、「5年未満」が9.8%、「5～10年未満」が6.6%となっています。



問7 現在、あなた自身の健康状態はいかがですか

健康状態については、「健康である」が70.7%で最も多く、次いで「日常生活の手助けはほとんど必要なく、外出も一人で行える」が22.2%、「日常生活の手助けが必要で、一人で外出は難しい」が3.0%となっています。

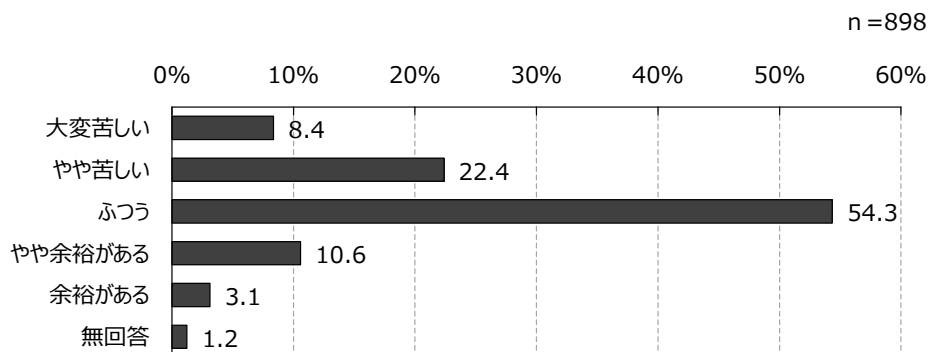


■「その他」の主な回答

妊娠中／生活習慣病がある／病気療養中 等

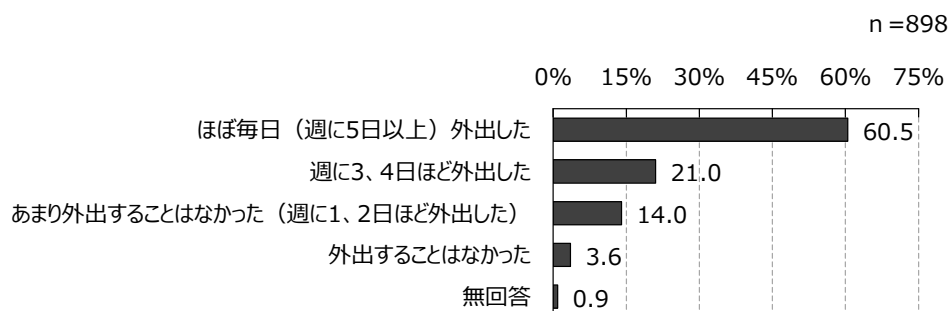
問8 現在、あなた自身の暮らしの状況（家計状況）はいかがですか

暮らしの状況（家計状況）については、「ふつう」が54.3%で最も多く、次いで「やや苦しい」が22.4%、「やや余裕がある」が10.6%、「大変苦しい」が8.4%、「余裕がある」が3.1%となっています。



問9 最近、あなた自身の一週間の外出頻度はどのくらいですか

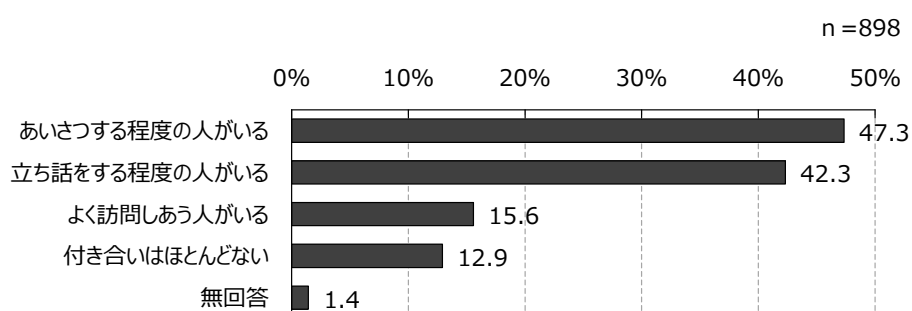
最近、一週間の外出頻度については、「ほぼ毎日（週に5日以上）外出した」が60.5%で最も多く、次いで「週に3、4日ほど外出した」が21.0%、「あまり外出することはなかった（週に1、2日ほど外出した）」が14.0%、「外出することはなかった」が3.6%となっています。



Ⅱ 地域とのつながりについて

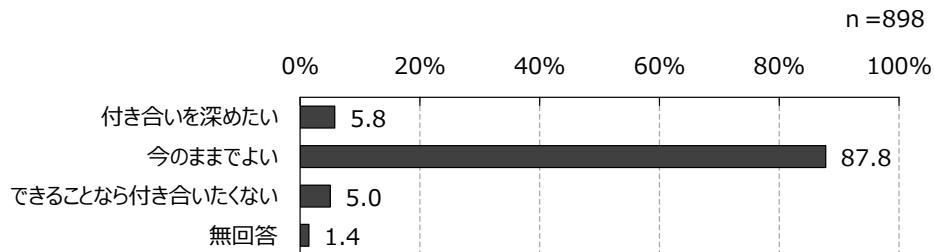
問10 普段ご近所の人とどの程度お付き合いされていますか（複数回答）

普段のご近所とのお付き合いについては、「あいさつする程度の人がいる」が47.3%で最も多く、次いで「立ち話をする程度の人がいる」が42.3%、「よく訪問しあう人がある」が15.6%、「付き合いはほとんどない」が12.9%となっています。



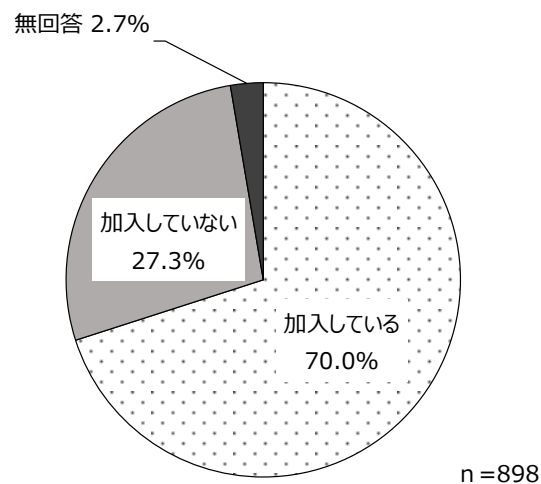
問 11 ご近所とお付き合いについてどのように感じますか

ご近所とお付き合いについて感じることは、「今のままでよい」が87.8%で多数を占め、次いで「付き合いを深めたい」が5.8%、「できることなら付き合いたくない」が5.0%となっています。



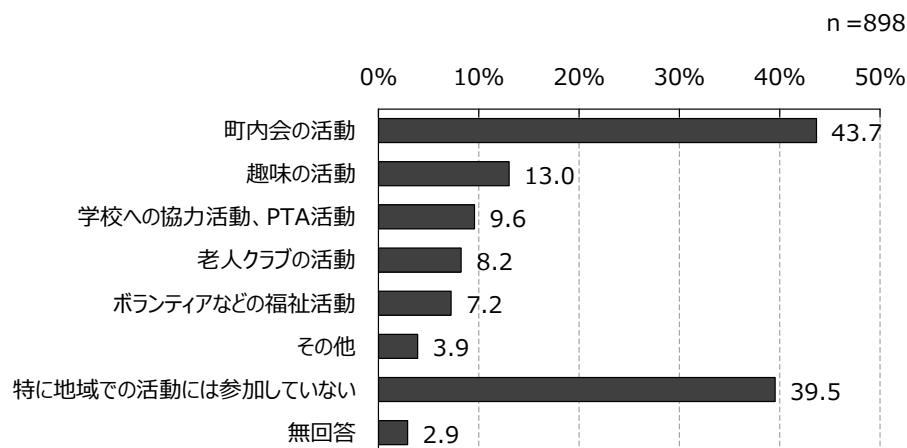
問 12 あなた自身は町内会、自治会に加入していますか

町内会、自治会への加入の有無については、「加入している」が70.0%で、「加入していない」が27.3%となっています。



問 13 日ごろ地域のどのような活動に参加していますか（複数回答）

日ごろの地域活動への参加は、「町内会の活動」が43.7%で最も多く、次いで「特に地域での活動には参加していない」が39.5%、「趣味の活動」が13.0%、「学校への協力活動、PTA活動」が9.6%、「老人クラブの活動」が8.2%となっています。



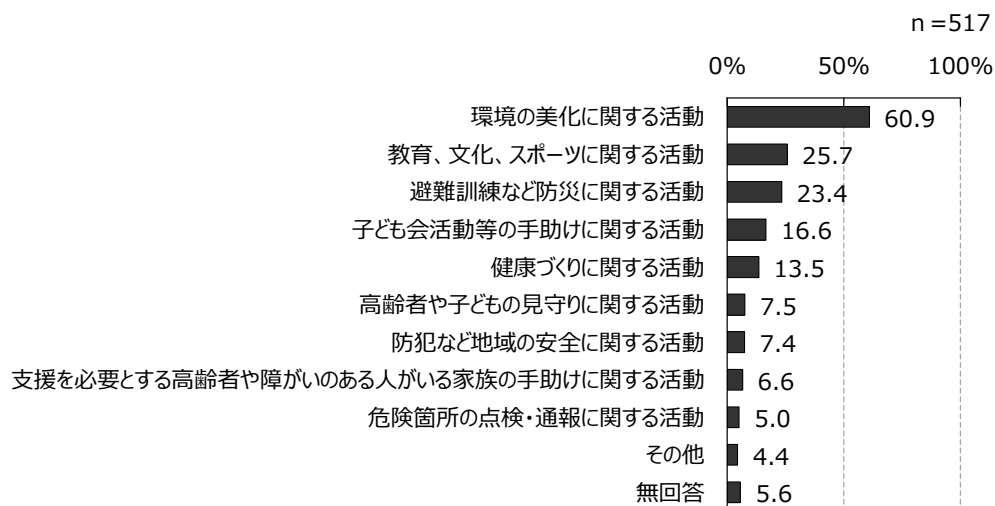
■「その他」の主な回答

商工会、法人会／消防団／祭り／土地改良区・墓地管理／婦人会の活動 等

【問 13-1 と問 13-2 は、問 13 で「1」～「6」（何かしらの活動に参加）を選んだ方にお伺いします】

問 13-1 あなたは次のどの分野の活動に参加しましたか（複数回答）

参加した活動の分野については、「環境の美化に関する活動」が 60.9%で最も多く、次いで「教育、文化、スポーツに関する活動」が 25.7%、「避難訓練など防災に関する活動」が 23.4%、「子ども会活動等の手助けに関する活動」が 16.6%、「健康づくりに関する活動」が 13.5%となっています。

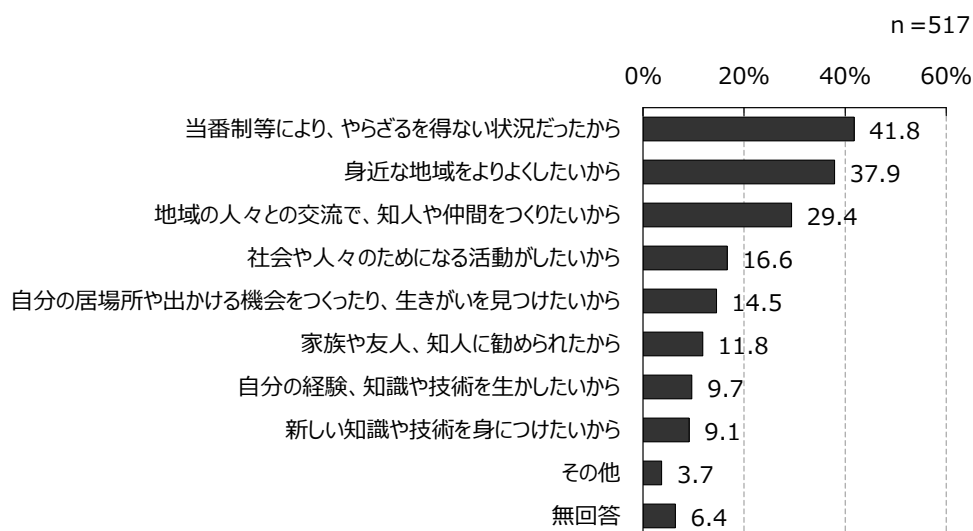


■「その他」の主な回答

自治会役員／祭の炊き出し等／婦人部／商業活性化の活動 等

問 13-2 地域の活動に参加したきっかけ（動機）は何ですか（複数回答）

地域の活動に参加したきっかけは、「当番制等により、やらざるを得ない状況だったから」が41.8%で最も多く、次いで「身近な地域をよりよくしたいから」が37.9%、「地域の人々との交流で、知人や仲間をつくりたいから」が29.4%、「社会や人々のためになる活動がしたいから」が16.6%、「自分の居場所や出かける機会をつくったり、生きがいを見つけたいから」が14.5%となっています。



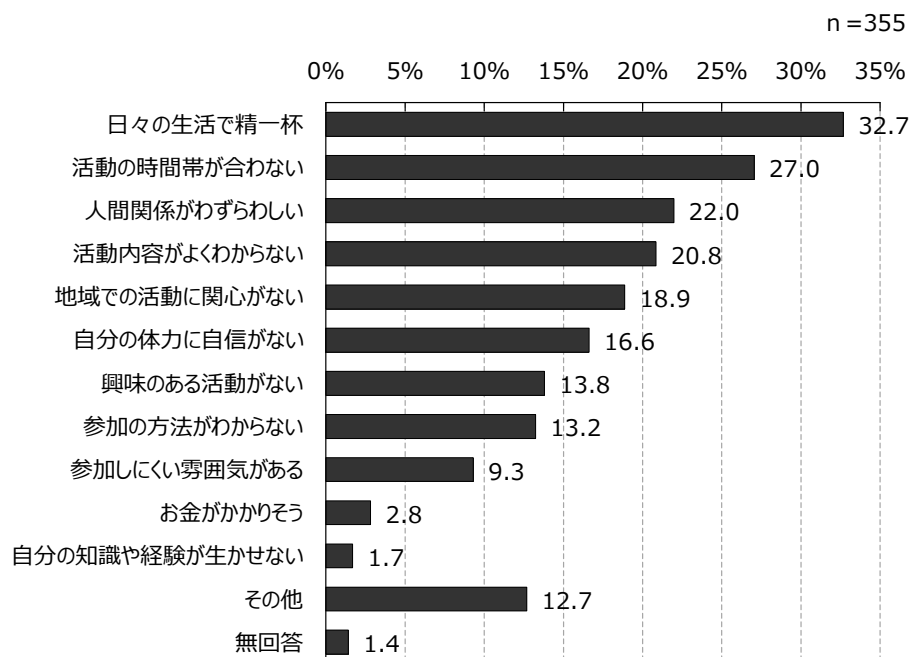
■「その他」の主な回答

将来の夢につながるから／昔から活動しているから／付き合い 等

【問 13 で「7」（参加していない）を選んだ方にお伺いします】

問 13-3 地域の活動に参加していない理由は何ですか（複数回答）

地域の活動に参加していない理由については、「日々の生活で精一杯」が 32.7%で最も多く、次いで「活動の時間帯が合わない」が 27.0%、「人間関係がわずらわしい」が 22.0%、「活動内容がよくわからない」が 20.8%、「地域での活動に関心がない」が 18.9%となっています。

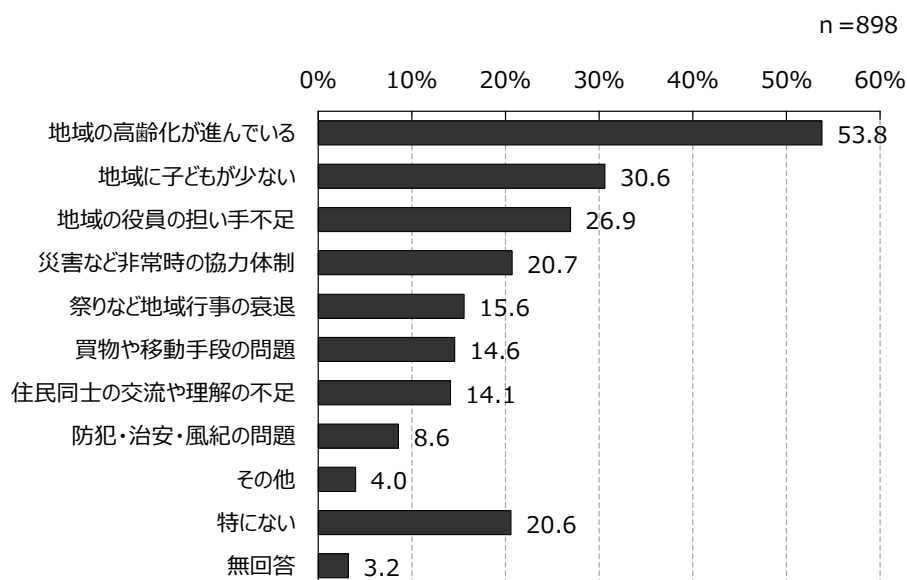


■「その他」の主な回答

仕事が忙しい／町内会に入っていないから／引っこしてきたばかり／他の自治体にある
 稽古事を習っているため／親・夫・妻が参加しているので 等

問 14 身近な地域を見て、気になること、問題と感ずることがありますか (複数回答)

身近な地域を見て、気になること、問題と感ずることは、「地域の高齢化が進んでいる」が53.8%で最も多く、次いで「地域に子どもが少ない」が30.6%、「地域の役員の担い手不足」が26.9%、「災害など非常時の協力体制」が20.7%、「特にない」が20.6%となっています。



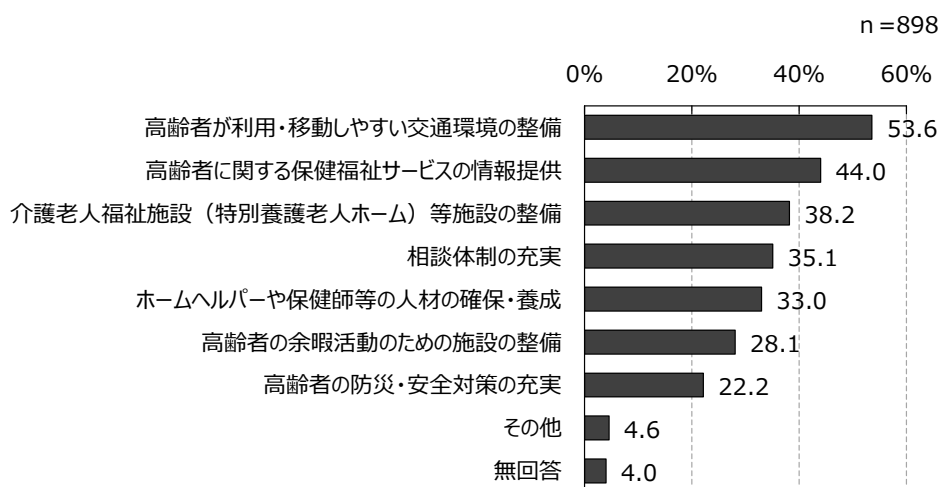
■「その他」の主な回答

健康維持に対する対策不足／かかりつけにできる身近な医院など病院がない／独居世帯の増加／交通増加による事故増加・対策不足／空家、休耕地の放置管理 等

Ⅲ 高齢者、子育て家庭、障がいのある方、生活困窮者への福祉について

問 15 高齢者が暮らしやすくなるためにはどのようなことが大切だと思いますか (複数回答)

高齢者が暮らしやすくなるために大切だと思うことについては、「高齢者が利用・移動しやすい交通環境の整備」が 53.6%で最も多く、次いで「高齢者に関する保健福祉サービスの情報提供」が 44.0%、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等施設の整備」が 38.2%、「相談体制の充実」が 35.1%、「ホームヘルパーや保健師等の人材の確保・養成」が 33.0%となっています。

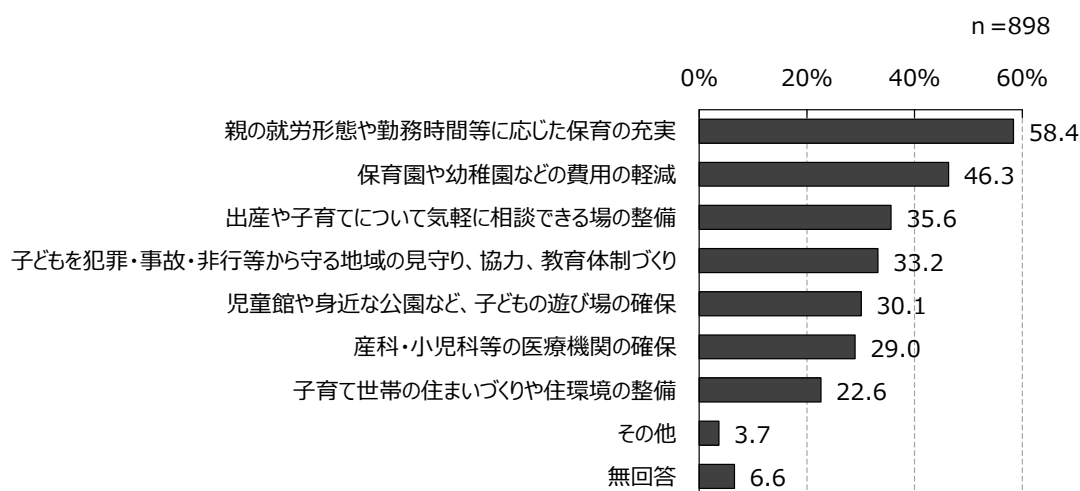


■「その他」の主な回答

買い物（食料品、日用品、衣料等）の巡回販売の実施／高齢者同志の交流機会の提供
 ／移動スーパーや食事の配達／動かなくなつてからはではなく動ける身体作りの指導
 ／独居老人に対するケア 等

問 16 子どもを健やかに産み育てられるまちをつくるためにはどのようなことが大切だと思いますか（複数回答）

子どもを健やかに産み育てられるまちをつくるために大切だと思うことは、「親の就労形態や勤務時間等に応じた保育の充実」が 58.4%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園などの費用の軽減」が 46.3%、「出産や子育てについて気軽に相談できる場の整備」が 35.6%、「子どもを犯罪・事故・非行等から守る地域の見守り、協力、教育体制づくり」が 33.2%、「児童館や身近な公園など、子どもの遊び場の確保」が 30.1%となっています。

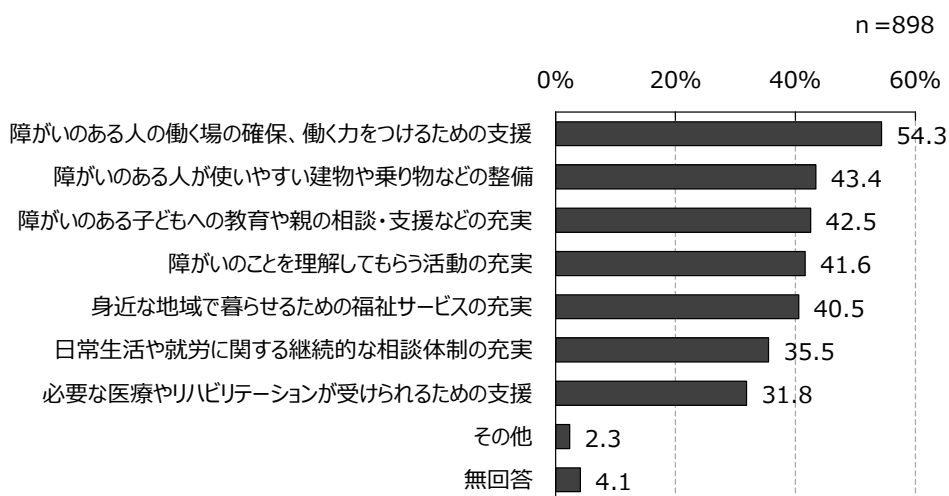


■「その他」の主な回答

病児保育の充実／他地域のようにおむつ、ミルク代支給／中学生まで医療の無料化／子育てにも給付金が欲しい／児童館でもっとイベント的なものをしてほしい 等

問 17 障がいのある人が暮らしやすくなるためにはどのようなことが大切だと思いますか（複数回答）

障がいのある人が暮らしやすくなるために大切だと思うことについては、「障がいのある人の働く場の確保、働く力をつけるための支援」が 54.3%で最も多く、次いで「障がいのある人が使いやすい建物や乗り物などの整備」が 43.4%、「障がいのある子どもへの教育や親の相談・支援などの充実」が 42.5%、「障がいのことを理解してもらう活動の充実」が 41.6%、「身近な地域で暮らせるための福祉サービスの充実」が 40.5%となっています。

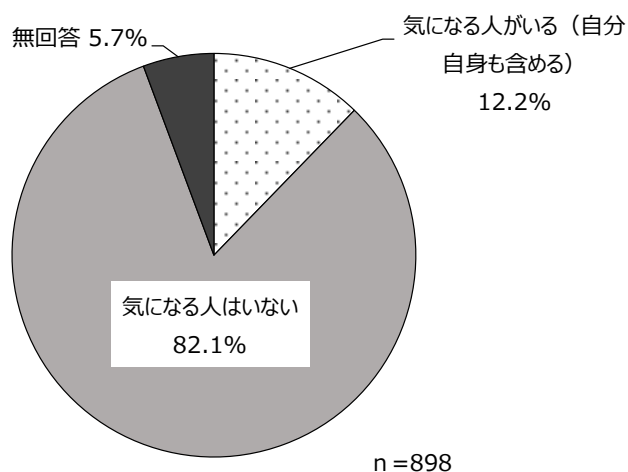


■「その他」の主な回答

経済的援助をしてあげる／常日頃から障がい者の方や御家族との交流 等

問 18 あなたの身のまわり（自分自身も含める）に、生活困窮者に該当するような気になる人はいいますか

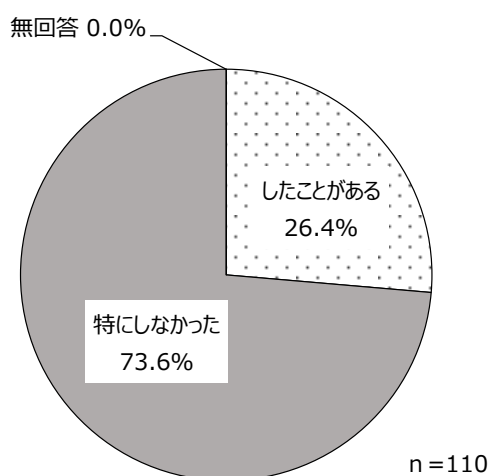
生活困窮者に該当するような気になる人については、「気になる人はいない」が82.1%で、「気になる人がいる（自分自身も含める）」が12.2%となっています。



【問 18 で「1」（気になる人がいる）を選んだ方にお伺いします】

問 18-1 「生活困窮者」のことについて、行政機関などに相談や報告をしたことはありますか

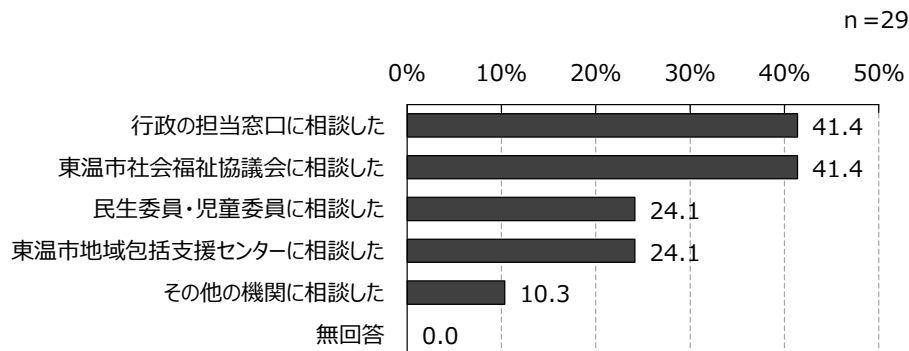
「生活困窮者」のことについて、行政機関などへの相談や報告の経験については、「特にしなかった」が73.6%で、「したことがある」が26.4%となっています。



【問 18-1 で「1」（したことがある）を選んだ方にお伺いします】

問 18-2 相談や報告先は次のうちどれですか（複数回答）

相談や報告先については、「行政の担当窓口相談した」と及び「東温市社会福祉協議会に相談した」が 41.4%と同率で、次いで「民生委員・児童委員に相談した」と及び「東温市地域包括支援センターに相談した」が同じく 24.1%、「その他の機関に相談した」が 10.3%となっています。



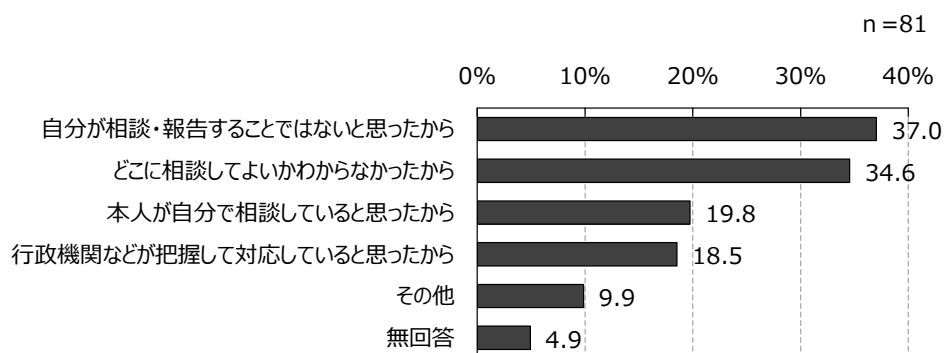
■「その他の機関」の主な回答

行政書士／保健センター／児童相談所 等

【問 18-1 で「2」（特にしなかった）を選んだ方にお伺いします】

問 18-3 報告や相談をしなかった理由は次のうちどれですか（複数回答）

報告や相談をしなかった理由は、「自分が相談・報告することではないと思ったから」が 37.0%で最も多く、次いで「どこに相談してよいかわからなかったから」が 34.6%、「本人が自分で相談していると思ったから」が 19.8%、「行政機関などが把握して対応していると思ったから」が 18.5%となっています。



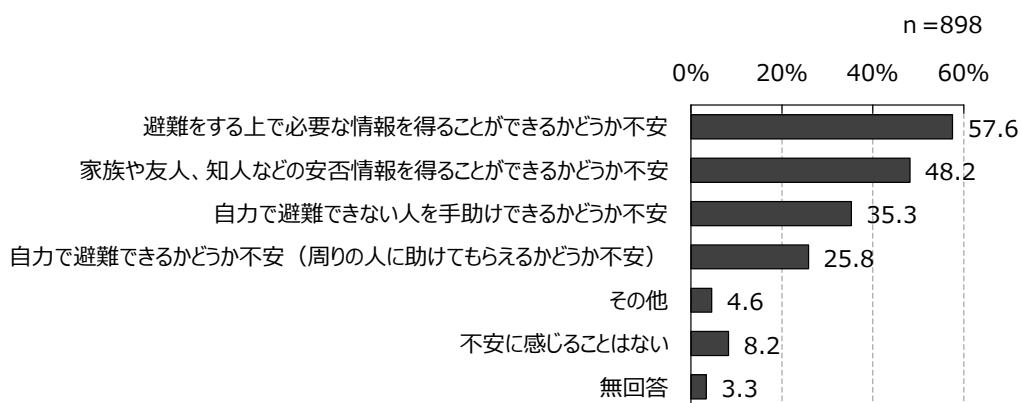
■「その他」の主な回答

行政機関に相談する事が、本人に対して失礼ではなかろうかと思い、相談出来なかった／今のところ、周囲にあてはまる人がいない／苦しいながらもきちんと働けているから／生活困窮者自立支援制度があるのを知らなかった 等

Ⅳ 災害時や緊急時の対応について

問 19 あなたは、災害（地震、火災、水害、土砂崩れなど）時や緊急時において、不安に感じることはありますか（複数回答）

災害時や緊急時において、不安に感じることについては、「避難をする上で必要な情報を得ることができるかどうか不安」が 57.6%で最も多く、次いで「家族や友人、知人などの安否情報を得ることができるかどうか不安」が 48.2%、「自力で避難できない人を手助けできるかどうか不安」が 35.3%、「自力で避難できるかどうか不安（周りの人に助けてもらえるかどうか不安）」が 25.8%、「不安に感じることはない」が 8.2%となっています。

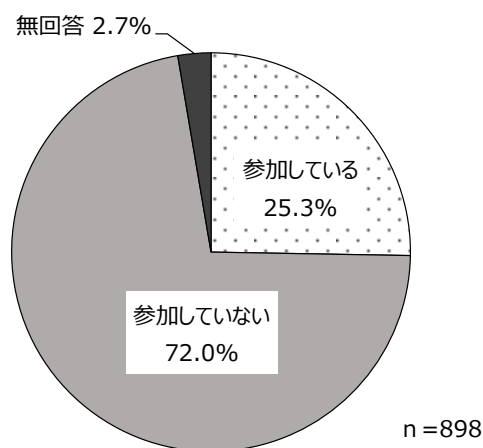


■「その他」の主な回答

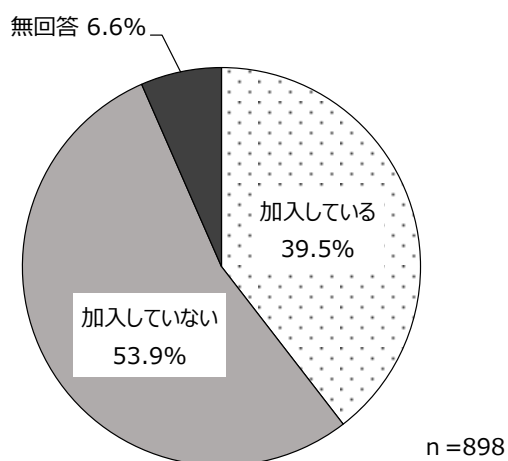
地区内の道路が狭く、消防車の運行ができないのが不安／ペットが心配／避難直後の生活／新興住宅地域であり十分な協力体制がとれるのかやや不安 等

問 20 あなたは日ごろから地域の防災訓練に参加していますか

地域の防災訓練への参加の有無については、「参加していない」が 72.0%で、「参加している」が 25.3%となっています。

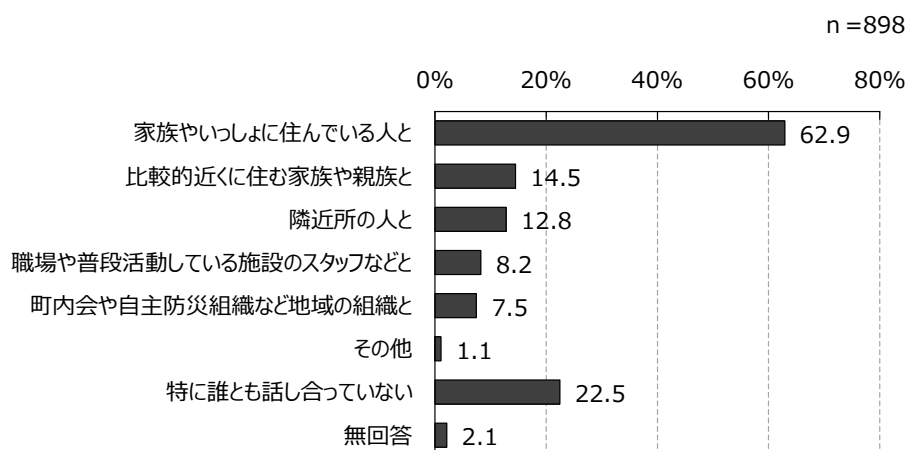
**問 21 あなたの世帯は地域の自主防災組織（自治会などを中心に、地域の住民が防災活動をする組織）に加入していますか**

地域の自主防災組織への加入の有無については、「加入していない」が 53.9%で、「加入している」が 39.5%となっています。



問 22 あなたは、災害時や緊急時に連絡のとり方や避難の方法などについて、自分以外の誰と話し合っていますか（複数回答）

災害時や緊急時に連絡のとり方や避難の方法などについて話し合う相手については、「家族やいっしょに住んでいる人と」が 62.9%で最も多く、次いで「特に誰とも話し合っていない」が 22.5%、「比較的近くに住む家族や親族と」が 14.5%、「隣近所の人と」が 12.8%、「職場や普段活動している施設のスタッフなどと」が 8.2%となっています。

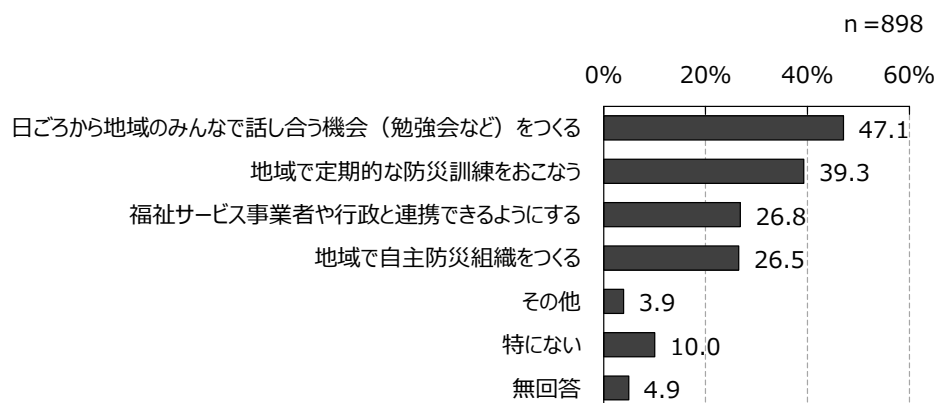


■「その他」の主な回答

（学校の）友達／アマチュア無線の会の会員と／恋人 等

問 23 災害時や緊急時に住民同士が協力し合うためにはどのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

災害時や緊急時に住民同士が協力し合うために必要だと思うことについては、「日ごろから地域の人みんなで話し合う機会（勉強会など）をつくる」が47.1%で最も多く、次いで「地域で定期的な防災訓練をおこなう」が39.3%、「福祉サービス事業者や行政と連携できるようにする」が26.8%、「地域で自主防災組織をつくる」が26.5%、「特にない」が10.0%となっています。

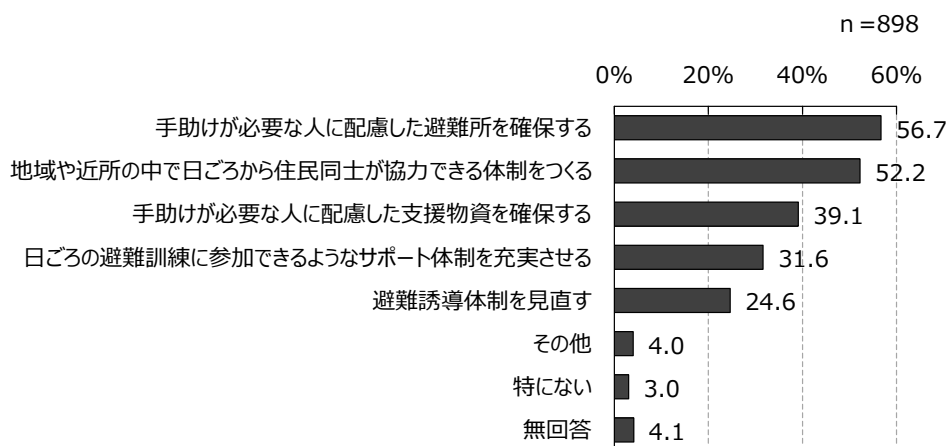


■「その他」の主な回答

日頃から近所付き合いを大切にする／一人暮らしの高齢者の情報の共有／住んでいる地域別々のマニュアル作成 等

問 24 災害時や緊急時に備えて、手助けが必要な人への対策として、行政は特にどのようなことに取り組むべきだと思いますか（複数回答）

災害時や緊急時に備えて、手助けが必要な人への行政の取組は、「手助けが必要な人に配慮した避難所を確保する」が 56.7%で最も多く、次いで「地域や近所の中で日ごろから住民同士が協力できる体制をつくる」が 52.2%、「手助けが必要な人に配慮した支援物資を確保する」が 39.1%、「日ごろの避難訓練に参加できるようなサポート体制を充実させる」が 31.6%、「避難誘導体制を見直す」が 24.6%となっています。



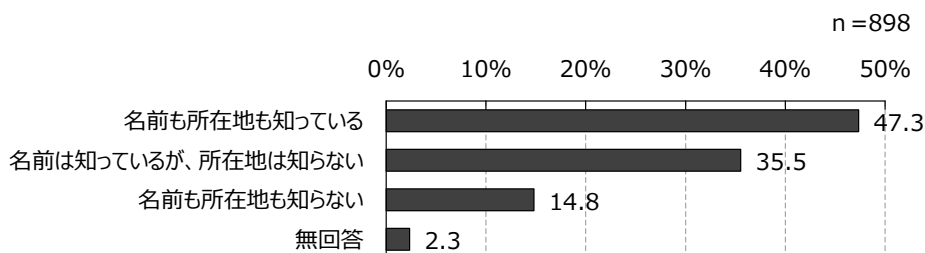
■「その他」の主な回答

自衛隊との協力体制／手助けが必要な人がいる世帯の把握／定期的な広報活動（わかりやすいもの）／職員の地元との交流 等

V 福祉に関する相談やサービスの利用について

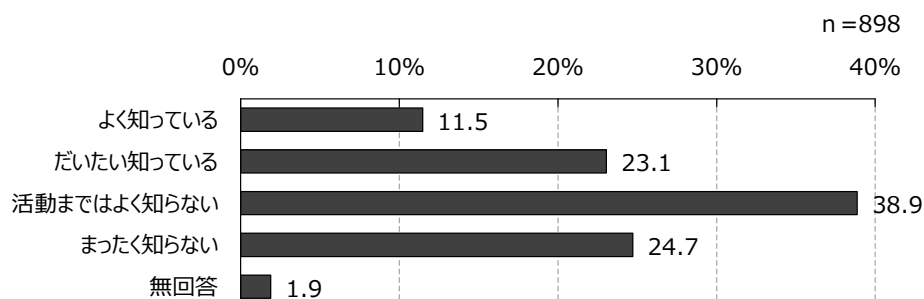
問 25 あなたは「東温市社会福祉協議会」をご存じですか

「東温市社会福祉協議会」の認知度については、「名前も所在地も知っている」が47.3%で最も多く、次いで「名前は知っているが、所在地は知らない」が35.5%、「名前も所在地も知らない」が14.8%となっています。



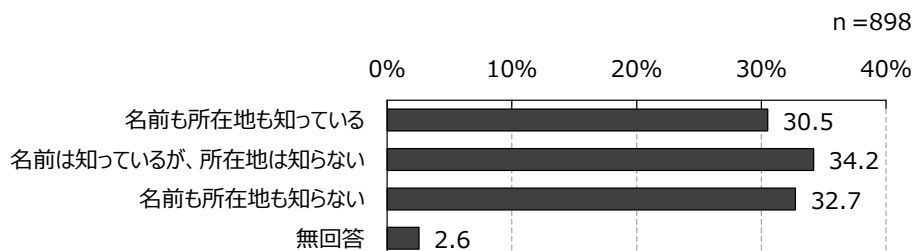
問 26 「東温市社会福祉協議会」では、ひとり暮らし高齢者等の配食サービスやボランティア活動の推進事業など地域福祉活動を推進していることをご存じですか

「東温市社会福祉協議会」の地域福祉活動の認知度については、「活動まではよく知らない」が38.9%で最も多く、次いで「まったく知らない」が24.7%、「だいたい知っている」が23.1%、「よく知っている」が11.5%となっています。



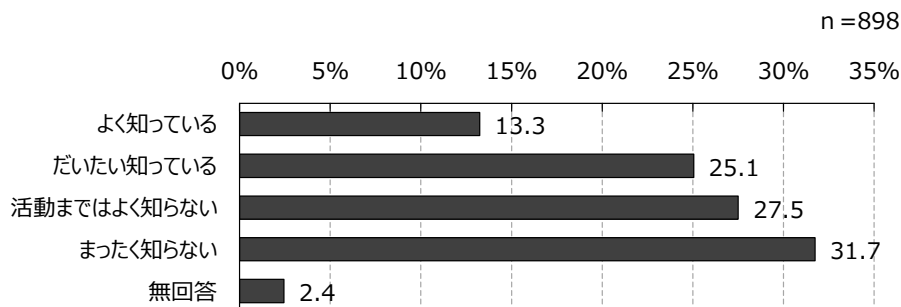
問 27 あなたは「東温市地域包括支援センター」をご存じですか

「東温市地域包括支援センター」の認知度については、「名前は知っているが、所在地は知らない」が34.2%で最も多く、次いで「名前も所在地も知らない」が32.7%、「名前も所在地も知っている」が30.5%となっています。



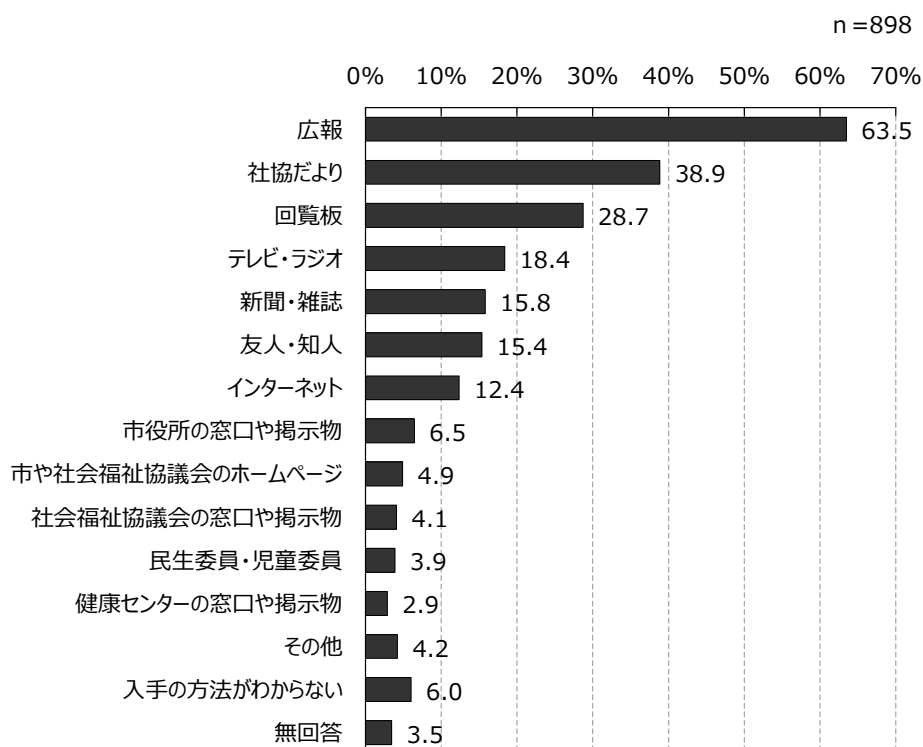
問 28 「東温市地域包括支援センター」では、高齢者への総合相談窓口、介護や認知症に関する事業を推進していることをご存じですか

「東温市地域包括支援センター」の高齢者への総合相談窓口、介護や認知症に関する事業の認知度については、「まったく知らない」が31.7%で最も多く、次いで「活動まではよく知らない」が27.5%、「だいたい知っている」が25.1%、「よく知っている」が13.3%となっています。



問 29 あなたは、福祉に関する情報をどこから得ていますか（複数回答）

福祉に関する情報の入手先は、「広報」が63.5%で最も多く、次いで「社協だより」が38.9%、「回覧板」が28.7%、「テレビ・ラジオ」が18.4%、「新聞・雑誌」が15.8%となっています。

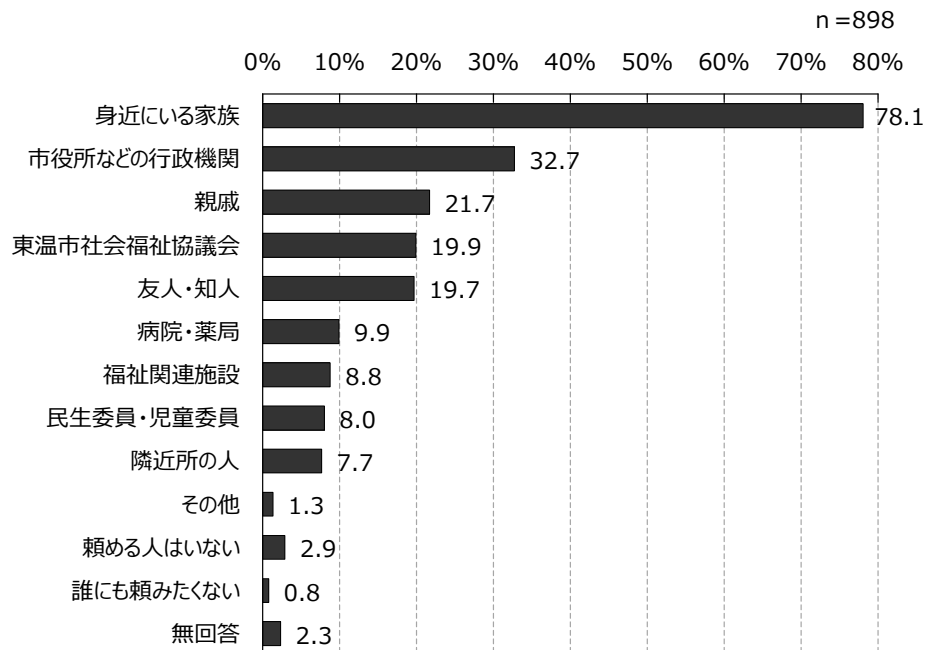


■「その他」の主な回答

家族、親族／職場／学校からのプリント類 等

問 30 生活上の相談や手助けが必要になったとき、あなたは誰に(どこに)相談や手助けを頼みますか（複数回答）

生活上の相談や手助けが必要になったときの頼み先は、「身近にいる家族」が78.1%で最も多く、次いで「市役所などの行政機関」が32.7%、「親戚」が21.7%、「東温市社会福祉協議会」が19.9%、「友人・知人」が19.7%となっています。



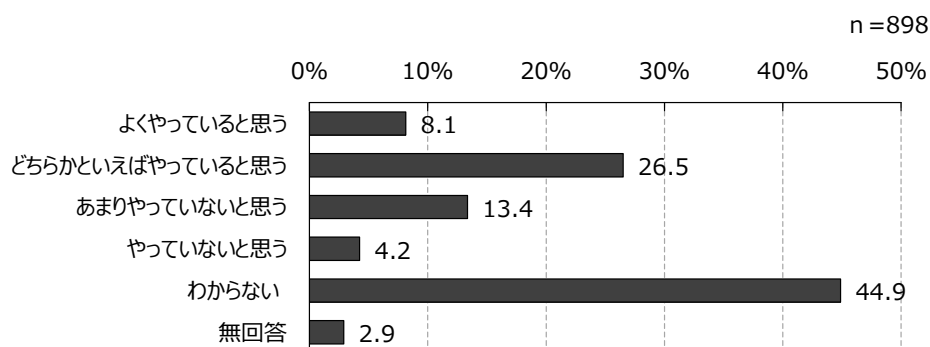
■「その他」の主な回答

インターネットで調べる／ケアマネ 等

VI 地域福祉に対する考え方について

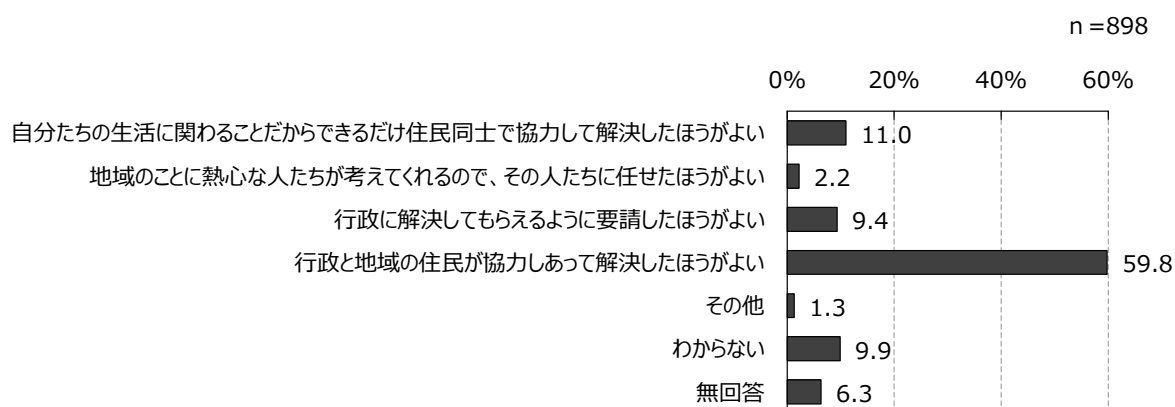
問 31 あなたは、東温市の地域住民の支え合い、助け合いについて、どのように感じますか

東温市の地域住民の支え合い、助け合いについてどう感じるかについては、「わからない」が44.9%で最も多く、次いで「どちらかといえばやっていると思う」が26.5%、「あまりやっていないと思う」が13.4%、「よくやっていると思う」が8.1%、「やっていないと思う」が4.2%となっています。



問 32 『地域福祉』を推進していくにあたって、あなたは、日常生活の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのがよいと思いますか

『地域福祉』を推進していくにあたって、日常生活の中で起こる問題の解決方法としてよいと思われるものは、「行政と地域の住民が協力しあって解決したほうがよい」が59.8%で最も多く、次いで「自分たちの生活に関わることからできるだけ住民同士で協力して解決したほうがよい」が11.0%、「わからない」が9.9%、「行政に解決してもらえるように要請したほうがよい」が9.4%、「地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せたほうがよい」が2.2%となっています。



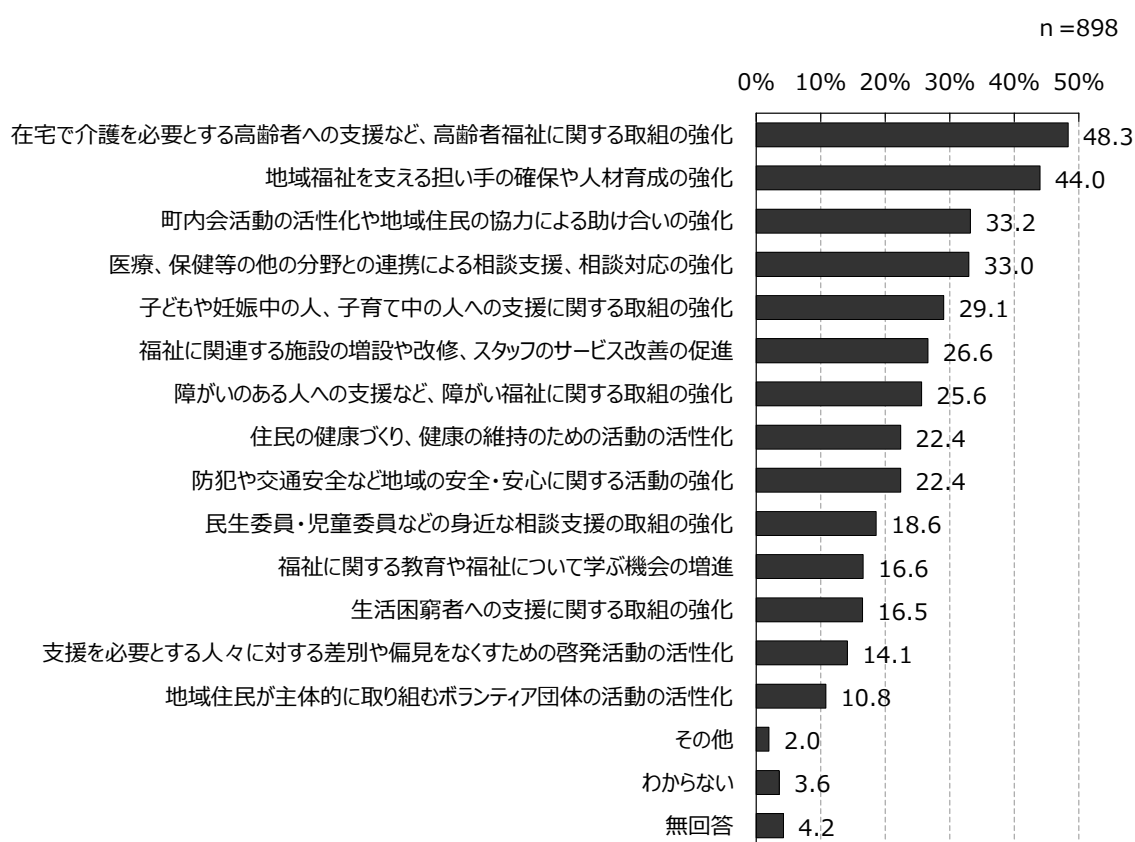
■「その他」の主な回答

段階的にそれぞれを使う必要がある／他の市町村の取り組みも見学して、解決方法をさがす 等

VII 福祉のまちづくりについて

問 33 今後、地域福祉を推進していくために特に重要だと思う取組は何ですか (複数回答)

地域福祉を推進していくために特に重要だと思う取組については、「在宅で介護を必要とする高齢者への支援など、高齢者福祉に関する取組の強化」が48.3%で最も多く、次いで「地域福祉を支える担い手の確保や人材育成の強化」が44.0%、「町内会活動の活性化や地域住民の協力による助け合いの強化」が33.2%、「医療、保健等の他の分野との連携による相談支援、相談対応の強化」が33.0%、「子どもや妊娠中の人、子育て中の人への支援に関する取組の強化」が29.1%となっています。



■「その他」の主な回答

地域住民へ日頃の交流機会を提供／相談窓口の一本化／公民館の活用（地域福祉を公民館で）／福祉施設で働くスタッフへの処遇の改善／地域リーダーの育成、強化 等

最後に、東温市へご意見ご要望、ご提案などがございましたらご記入ください。

※本表は、主な意見、要望、提案等を一部抜粋し、23 項目に分類して記載しています。

1. ボランティア活動について
☐ 学生達に行政・福祉に参加してもらい勉強会・ボランティアと活動してもらってはどうか。 ☐ 地域福祉の活動には元気なシニア世代の方も数多くいる。もっとボランティア活動のPRをして参加を呼びかけてみてはどうか。
2. 地域活動について
☐ 運動会など運動系の催しは辞めた方がよい。無理やり役員をやらされて、したくもないのに参加させられるのは違うと思う。 ☐ ボランティアと言って無償奉仕をさせるのはやめてほしい。 ☐ 各地域の問題点の把握。PTA・区役員と行政との意見交換。 ☐ 自治会は大変さもあるが会で会うと話をする機会が増えるのでいい事だと思う。 ☐ 人がいない。働いていて地域の行事への参加が困難。行事、組の集まりが負担になっている。 ☐ 公民館活動の充実、強化。職員の派遣、地域住民の意見、要望の聞き取りなど。 ☐ 社会保障費がかかりすぎる割に地域活動が少なすぎる。 ☐ 子育て家庭は、PTA 活動、地域活動、等々あまり多いとうんざりする。夫婦共働きの多い中、負担になる事は減らしてほしい。
3. 地域のつながり（希薄化、結束力など）について
☐ 旧重信町は、地域で協力して何かを為し遂げようとする意欲が希薄。 ☐ プライバシーや個人情報保護が厳しくなっているため、どこまで地域の人と関わっていけばいいのか、線引きがわからない。 ☐ 住民同士のつながりが大切なことは解るが、現状では“隣はなにをする人”だと思う。自分が動けなくなった時の事を思うと、ゾッとする。 ☐ 大切な事など（公民館の建て替え）皆で話し合う事もなく地区の上部の人達が決めて一方的に集金に來られ、不満を持っている人の声をきく。
4. まちづくりへの市民参画について
☐ 定期的に説明会を開催してはどうか。 ☐ 自分にできる事から、参加しようと思う。
5. 見守り支援について
☐ 一人住まいとわかっているお年寄りの方が、長期間留守にされている現状があっても、「個人情報」とされて、近況がわからなかったりする。 ☐ 手助けが必要な人を調べる際のプライバシーはどこまで必要なのか。一覧表を作るのにネックになっている。
6. 誰もが集える交流の場づくりについて
☐ 子供から大人まで楽しめるような場所や施設を作ってもらいたい。（プールや体育館等、健康面でも役立つ場。） ☐ 身近に歩いていける所に、誰でも気軽に立ち寄りおしゃべりするような所がこれからはもっと必要になると思う。年齢の枠にとられない事も大事。 ☐ 福祉会館の建設が計画されているが、市民が楽しめて憩う場所作りをしてほしい。
7. 健康づくりについて
☐ 健診の強化（自己負担を少なくするなど）。 ☐ 集団健診の検診料が高い。以前の市はほとんど無料だった。 ☐ 腰やひざが悪く、今は市役所から 1,000 円の補助があるがどこで整体をしているのかわからない。筋をほぐしてほしい。

8. スポーツ・レクリエーションの機会について ○高齢者向けの運動する場はあるが、若者向けに開催されていない。20代からのエアロビクス開催や、マタニティビクス等低価格で参加する機会がほしい。 ○“スイーツマラソン”など、たくさんの人が参加できるイベントを開催してほしい。 ○子育て世代の交流にもなる場として「親子で楽しめるイベント」を増やしてほしい。
9. 移動手段について ○市バス・川内地区、拝志地区、山之内地区の移動手段の確保、高齢者の免許返上の促進。 ○車の免許を返したらどこへも行けない。100円のバスの様な安い乗り物が必要。 ○老人の交通支援の強化。何時でも利用出来るタクシー無料券の配布等。現在の定期バスの見直し。 ○高齢者の事故が多いが、免許を返納した場合生活に支障をきたす人が多い。自分で運転しなくても困らない制度が必要。
10. 災害対策について ○高齢化に伴う山間部の災害時支援の拠点等有か心配。 ○防災無線等が聞こえにくい。 ○ハザードマップなど、地震や豪雨の自然災害が起こった時の放送以外の情報収集のやり方の見直し（SNSなどの活用）、国との連携体制の強化。 ○現在の防災訓練は見たたり聞いたりするだけの事が多く、より具体的な内容に参加できる訓練の機会があるとよい。 ○ホームページで防災放送内容を見られるようにしてほしい。 ○地域住民の福祉等の行事も町内会活動の中だけでなく、他の町内会等より広域的な地域活動を実施する手助けをして欲しい。
11. 防犯対策について ○外灯も少なく、不審者情報を聞くたびに不安になる。 ○街灯が少なすぎて夜道がとても危険。
12. 道路の整備・交通安全について ○山之内～横河原、横河原～見奈良大橋までの道路脇の草がひどい。草刈りをしてほしい。 ○車椅子の人が安心して外出できる道路の整備。 ○医療センター前の道路がうねっているので整備してほしい。道路にはみ出して駐車している車への指導改善をしてほしい。 ○交通量が多くなっている中、見通しが悪い道が多い。もっと見やすい安心して歩ける道路を作してほしい。 ○見奈良フジの出入り口（道路）信号機を設置してほしい。
13. 施設の新設・増設・改修について ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の増設。 ○図書館の蔵書数や読書スペースを充実させてほしい。年中営業している25mの温水プールがほしい。 ○東温市に道の駅をつくってほしい。観光になるような施設を造り、東温市を活性化しては。 ○重信川の流域を整備して公園にしてはどうか。 ○世代を問わず、赤ちゃんから老人までみんなが健康を増進できる施設（保健センター）の整備が必要。

14. 子育て支援の充実について ○無痛分娩にかかる費用も一部負担などしてほしい。 ○自治体からの不妊治療費の助成金負担を検討してほしい。 ○これからの東温市を支える子ども達のことを考えてほしい。 ○赤ちゃんのオムツ、ミルクの無償化。里帰り出産をしない人のためのサポート。家事を格安で手伝ってくれるようなサポート（時間¥1,000 くらいで）。産前産後のサポートを手厚くして移住を促す。 ○共働き家族が増える中、子供会は母親に負担がかかる。 ○不登校生徒をサポートするフリースクールの設置。 ○児童館があるのに、学童保育の子は入れないと聞いた。 ○一番お金のかかる高校、大学への保障がない。 ○子ども達の為に、給食費の補助にお金を使ってほしい。 ○子育て世帯の就労のために幼稚園と保育園の一体化を。
15. 高齢者支援について ○一度高齢者宅など見てほしい。 ○デイサービスで楽しく過ごせるプログラムを設置してほしい。 ○障害福祉施設や老人介護施設は申込んで1～2年以内には入所できる制度にする。 ○東温市だけのことでないが、高齢者に厚遇過ぎると思う。 ○老々介護の負担軽減があるといい。 ○施設の見学会や説明会などをしてほしい。 ○独居老人や老々介護に対する実態把握と支援をして欲しい。 ○自宅介護について難題は多くあり不安。 ○老々介護の大変さと今後の不安を切事に直感している。
16. 障がい者支援について ○2つの特別支援学校と国立大学病院がある特性を生かし、障がい者が安心して暮らせる町づくりを進め、ユニバーサルデザインが進んでほしい。 ○精神障害者の保護者の人達が高齢化し子どもの将来を心配している。
17. 民生委員・児童委員について ○民生委員は名前だけで十分な活動をしているとは思えない。 ○普段から市や民生委員が気にかけてほしい。 ○地区の民生委員を増員したら良い。 ○民生委員や児童委員の活動内容がわからない。アピールするべき。 ○民生委員は相談事を人に話しそうで相談出来ない。
18. 事業所支援について ○高齢者や障がい者の事を考えるならそこで働くスタッフに対してもっと待遇を考え直すべき。 ○介護職員の労務条件の改善が必要では。 ○社会福祉法人が、地域に対して行う活動が少なすぎる。市と施設と地域がつながる活動を具体化させる必要がある。
19. 医療機関について ○松山市に比べ東温市は病院が少ない。交通機関がバスしかないのも病気で辛い時にバスに乗っていくのは大変。

20. 生活困窮者等への支援について

- 困窮家庭、母子家庭などの教育問題の取組等を取り上げてほしい。
- 生活保護の支給額が月約 12 万円で税金も払わないのはもらいすぎだと私は思う。
- 貧困対策等にお金を使ってほしい。
- 生活保護を受ける方に派手な生活をしている人がいる。
- 本当に支援を必要とする人への調査をきちんとしてほしい。
- 一人親家庭に対する支援をお願いしたい。
- 生活が苦しい時等助けてもらえる所があればと思う。

21. 情報提供体制について

- 広報など読むので、災害対策情報もいっぱい載せてほしい。
- 広報・社協だより等もらったことがなく情報がわからない。
- 幅広く、みんなが参加出来るよう全体の連絡がほしい。
- 全家庭に無線放送が行き届くようにして、お知らせや小さな行事まで、いつも身近に感じられる事柄を折々に語りかけてほしい。
- インターネットやホームページを見ない人やテレビや新聞も見ない人への情報伝達の方法は今後の課題。
- 支援制度などを住民にもっとわかりやすく広報してほしい。
- 回覧板が回らないため、とうおん（広報）が役立っている。

22. 窓口等の相談対応・支援について

- 色々な事を気軽に相談できる窓口がほしい。
- 市役所の人たちは最近対応が良くなった。
- 住民の話をよく聞く事を心掛けて下さい。
- 福祉に関する相談・サービスが今以上に充実していく様行政をお願いしたい。

23. 地域福祉の取組全般について

- 色々と福祉に健康の維持について、おおざっぱで具体性がない。
- 住み易い環境作りのため福祉の向上をお願いしたい。
- 老若男女が楽しく住みやすい町づくりをお願いしたい。
- ユニバーサルデザインが進み、全ての人に優しい町となっていくように思える。
- 現代の家庭のあり方の変化に沿って色々な対策をしていただきたい。
- 松山市の友人に「東温市は福祉が充実していていいね」と言われた。
- 東温市は他の市区町村に比べて社会福祉が遅れている。
- 市の職員の方々に時々地域を回って意見をきいてほしい。

5 用語集

用語	説明
あ 行	
アクティブシニア	自分なりの価値観を持つ元気な世代で、年齢に関係なく仕事や趣味に意欲的で、社会に対してもアクティブに行動するシニアのことをいいます。
NPO（えぬ・ピー・おー）	行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織で、福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動を行っています。（non profit organization の略語）。
か 行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、身体障がい・知的障がい・精神障がいに関する総合的な相談業務として、福祉サービスや健康管理、仕事、子どもの成長や将来への不安などを聞く専門職員を配置した相談窓口の設置や、成年後見制度利用支援等の事業を実施する機関のことです。
協議体	生活支援等サービスの体制整備・強化のために、市町村が設置するネットワークのことをいいます。
協働	市民と行政が対等の立場で、同じ目的のために、協力して行動（働く）することです。
ケアマネジメント	社会的ケアを必要とする人々に、最も効果的で効率的なサービスや資源を紹介・あっせんして、有効に利用されているかを継続的に評価する方法のことです。
健康寿命	平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。
権利擁護	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利を守るために、援助者が本人に代わって権利の表明を行うことをいいます。制度として、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」等があります。
合計特殊出生率	女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと定め、各年齢の出生率を合計することで、一人の女性が一生に生む子どもの数を求めたものです。
コミュニティ	住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のことです。
さ 行	
サロン	地域住民が、仲間づくりや異世代交流等を目的として運営するふれあいの場のことで、地域の福祉的な課題の発見、地域活動の組織化、福祉教育の場等へつながる活動です。
自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体のことです。
社会福祉協議会	営利を目的としない民間組織で、「社会福祉法」に基づき設置されています。地域住民、社会福祉関係者や保健・医療・教育等関係機関の参加・協力のもと、全国的な取組から地域特性に応じた様々な活動を行い、地域福祉推進の中核的役割を担っています。
社会福祉法	社会福祉の増進を目的とし、事業の全分野に共通する基本事項を定めた法律です。福祉サービス利用者の利益の保護と地域福祉の推進等を図るもので、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正されました。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことをいいます。

用語	説明
自立支援	介護福祉の分野で、日常生活動作などの身体的自立に向けた支援を指しますが、身体的な自立に限らず精神面での自立や、対象者の主体性や意向を尊重することも含まれます。ホームレス、障がい者、ひとり親家庭、生活保護受給世帯など社会的弱者への支援は、「就労促進」と置き換えます。
生産年齢	生産活動（人間の経済活動の中で、土地や原材料などから人間の何らかのニーズを満たす商品を作ること）ができる年齢のことです。通常 15 歳以上 65 歳未満をいいます。
成年後見制度	認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利を守る、民法上の制度のことです。財産管理や契約の締結、同意なく結んだ不利益な契約の取消しなどを、家庭裁判所が選任した成年後見人等が代行して行います。
総合計画	市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画をいいます。基本構想・基本計画から構成され、市の施策や事業は、総合計画に基づいて進められます。
た 行	
地域ケア会議	「地域包括ケアシステムの実現」に向け、高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく手法のことです。高齢者の個別ケースの検証を行い、地域課題の把握や課題解決を行うほか、見守りネットワークなどの地域に必要な資源の開発や、地域に必要な取組政策の立案・提言を行うことを目的としています。
地域包括ケアシステム	高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まい、が一体的に切れ目なく提供される体制の整備を目指したシステムのことです。
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することが目的で、地域の包括的支援事業を一体的に実施する中核的機関として設置されます。その機能は、総合相談や権利擁護、ケアマネジメントなどの包括的支援事業のほか、地域包括支援ネットワークの構築、地域ケア会議の実施などです。
DV（でいーぶい）	「ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）」の略称です。夫婦や恋人など、親しい関係にあるパートナーからの暴力のことで、殴る、蹴る、といった身体的暴力だけでなく、言葉による暴力、性的暴力なども含みます。
な 行	
認知症	何らかの原因で脳の正常な機能が衰え、徐々に理解する力や判断する力がなくなり、社会生活や日常生活に支障が出てくる状態のことです。主に高齢者におこる症状ですが、若者になる若年性認知症もあります。
は 行	
バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障がいや、心理的な障壁などを取り除くことです。
避難行動要支援者	高齢者や障がい者等のうち、災害が発生、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する人のことをいいます。
ファミリーサポートセンター	子どもを預かってほしい方と、子どもを預かることができる方が、それぞれ会員となり、お互いに信頼関係を築きながら育児について助け合う会員組織のことです。
福祉教育	福祉をテーマに自尊感情や命を大切にすることを学び、「共に生きる力」を育むとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のことです。また、地域の人たちとの出会いを通じて、地域の一員としての意識を育んでいくことも目的としています。

用語	説明
福祉サービス	福祉ニーズに対応するための具体的な事業や行為のことです。社会福祉法第3条の基本理念には、「福祉サービスは、個人の尊厳を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されています。
福祉避難所	災害時に、避難所での生活に特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者等を、一時的に受け入れる避難所のことです。
ふれあい・いきいきサロン	地域住民の高齢者、障がい者等、誰もが、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画・運営をして、生きがいつくりや仲間づくりの輪を広げる活動のことです。
ボランティアセンター	ボランティアの活性化を図る中間支援組織のことです。コーディネート業務や、情報収集・発信などのボランティアに関する事務を行い、ボランティアに関する教育・研修及び情報交換の拠点でもあります。
ま 行	
見守り活動・訪問活動	訪問等を通して、常時の支援が必要ではない高齢者等の生活異変を早期に発見し、必要な支援につなげるための活動をいいます。
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣が委嘱し、それぞれの担当地域で、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者への援護活動や生活上の様々な問題を抱えている方々の相談・援助にあたります。 児童委員は、児童問題に関わる様々な行政機関、児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談・援助にあたります。児童福祉法に基づき、民生委員が兼務します。
や 行	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体状況等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間等をデザインすることです。
要介護状態	身体上又は精神上の障がいがあつて、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、常時介護を要すると見込まれる状態のことです。
要介護認定	介護保険サービスの利用希望者に対して、「どのような介護が、どの程度必要か」を判定するためのものです。

東温市地域福祉計画

平成 30 年 3 月発行

発行・編集：東温市 市民福祉部 社会福祉課

住 所：〒791-0292

愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

電 話：089-964-4406

ファックス：089-964-4446